

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|------------------------------|-------|-------|----|------|-----|--|-------|-------|-------------|-----------------------------|-------------|-------------|---|---------|---|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | A順調 | B概ね順調 | C一部未実施あり | |
| 1 人権教育及び人権啓発 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 (1) あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 (1) ① 学校における人権教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 (1) ① ア. 発達段階に応じた人権教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ① | ア | 1 | | <ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の発達の段階に応じた人権教育の推進 ●人権問題の正しい理解と解決に向けた学習の計画的な実施 ●道徳教育の充実(心を育てる学校教育の日) | 学校教育課 | 継続 | 1 | ○全教職員による全教育活動を通して計画的・継続的な指導 | — | — | ○各校が発達段階や各校の実態に合わせて人権教育全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、基礎的指導、間接的指導、直接的指導を行い、人権教育の推進を図った。 | A | 一人一人の考えを尊重する態度を育てている | <p>【確認】 学校教育における人権教育の在り方について説明してください。</p> <p>【評価】 一定期間内に全校で実施できたことは、評価すべきだと思います。</p> | ○各校が発達段階や各校の実態に合わせて人権教育全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、基礎的指導、間接的指導、直接的指導を行い、人権教育の推進を図ります。また、年間指導計画に直接的指導を実施する時間を位置づけ、具体的な人権問題を取上げ、正しい理解と解決に向けた学習を実施し、差別解消を図るための資質・能力を育成します。 |
| 1 (1) ① イ. 学習内容及び指導方法の改善・充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ① | イ | 2 | | <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育指導計画(校内の年間計画)の整備・改善 ●教育研究所による指導方法の研究・開発 | 学校教育課 | 継続 | 2 | ○人権教育指導計画(校内の年間計画)の修正・改善・整備 | — | — | ○各校で整備・改善をし、下都賀地区人権教育研修会で共有した。 | A | 教師が日々の教育活動において常に意識し、具体的な場面で生かせるよう、子どもたちの人権を尊重した教師のはたらきかけの事例や、人権に関する意識調査の変化等を掲載した。 | <p>【確認】 「令和4年度人権教育推進の手引き」に内容変更はありましたか。</p> | ○「同和問題(部落差別)」から「部落差別(同和問題)」へ表記の変更がありました。 ○教職員の人権意識の高揚の部分では、言動や指導を「個々で振り返ったとき」に内容変更はありました。 ○時代の変化への対応に向けての部分では、近年顕在化している人権問題の内容が追加されました。 |
| 1 (1) ① ウ. 教職員の資質・能力の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ① | ウ | 3 | | ●小山市人権教育主任研修会 | | 継続 | 3 | ○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施 | 年1回 | 年1回 | ○各校での人権教育を確実に推進するため、本計画の概要や小山市学校教育計画の内容を確認した。 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 | | | |
|-------|-------|--------------------------|----|------|--|-----------------|-------|-------|--|---|-------------|----------------------|--|-------------------------------------|---|--|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | A順調 B概ね順調 C一部未実施あり | | | | | | |
| 1 | (1) | ① | ウ | 3 | ○すべての教職員が人権尊重の理念についての理解と認識を深め、実践的な指導力を高めるための研修の充実 ○課題を明確にし、その解決を図るための一貫した人権教育の推進 | ●人権教育に係る校内研修の充実 | 学校教育課 | 継続 | 3 | ○「令和4(2022)年度人権教育推進の手引き」の内容の変更点の確認 ○「人権教育推進のためのQ&A」の内容確認 | — | — | ○人権教育に係る校内研修の実施 人権週間等の期間に、各校の課題に合った研修を実施した。 | B | コロナ禍でも多くの人が研修に参加できるようオンライン等を活用して実施した。 | 【確認】 教職員間での人権感覚は、育てているのでしょうか。また教職員間でトラブルがある場合は説明してください。 | ○人権感覚についてのアンケートを実施し、自分の人権感覚について振り返る機会を設けました。また、教職員向け人権教育研修資料「なかよし」では、自分事として考えられるよう、具体的な場面を取り上げ、研修等への活用も促しました。 教職員間のトラブルにつきましては、教育委員会として把握しているものはありません。 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ●中学校ブロック人権教育研修会の実施 | ○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施 | ○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各学校区の実情に応じて開催方法や回数異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ●教職員向け人権教育研修資料「なかよし」の作成 | ○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付 | ○校内研修で活用しやすいよう、新しい課題であるヤングケアラーやSNS、身近な課題である教職員の人権感覚などの話題を取り上げた。 |
| 1 | (1) | ② 家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ② ア. 生涯にわたる学習機会の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ② | ア | 4 | ○人権学習を取り入れた学級・講座の開設及びボランティア等の体験活動機会の充実 ○参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発 ○指導者研修の充実・指導者の養成と資質の向上 | ●集会所講座 | 生涯学習課 | 継続 | 4 | ○網戸中坪集会所 ふれあい体操講座 ○押切集会所 ふれあい体操講座 ○フレッシュ体操講座 | 各講座 年12回 | 各講座 年12回 | ○人間関係を深め、「自他の人権を尊重する精神」や「共生の心」などを養うことを目的に、2集会所で3講座を実施。それぞれの開講式に合わせ人権学習の機会を設けた。 | A | 参加者に合わせ、参加の手法を取り入れた。 | 【確認】 「さわやか人権学習会」では、参加者から肯定的な感想が寄せられたことですが、どのような内容か説明してください。 | 主なものを紹介します。 ○自分も無意識のうちに人権侵害しているのではないかという当事者意識をもって仕事に取り組もうと思った。 ○最近では〇〇ハラスメントなど、今までは問題としていなかった点が問題となってきており、人権問題も多種多様なものになっている。こうした時代の変化に応じて生じる課題に対し、私もアンテナを高くはる必要があると感じた。 ○人権はいろいろな方向性から考える、非常に多くの面で人々の生活と密接に関わっていると感じた。 ○SDGsについてきちんと学んだことがなかったので勉強になった。自分の子どもたちやその先の未来の子どもたちが幸せに暮らせるようにもっと真剣に考えたい。 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ●さわやか人権学習会（出前講座） | ○中公民館 親子チャレンジ学級 ○中公民館 男性学級 ○中公民館 高齢者学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田小 親子人権学習 ○豊田公民館 子育てクラブ ○寒川公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○保育所職員人権研修会 ○民生委員 人権研修 | ○公民館等からの要請に基づき、様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。参加者からは新たな気づきを得たなど肯定的な感想が寄せられた。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | ●人権教育指導者一般研修 | 人権講演会と兼ねて実施予定 | ○人権講演会と兼ねて実施。小・中・義務教育学校の教職員に参加要請を行い、55名が参加し、ネットによる人権問題等について学んだ。 |
| 1 | (1) | ② イ. 家庭や地域の教育力の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ② | イ | 5 | ●まちづくり出前講座 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 5 | ○出前講座についてPRし、実施を進める。 「人権について考える～誰もが尊重される社会を目指して～」 | — | — | ○まちづくり出前講座の開催依頼件数 0件 | C | 実施の際には性的マイノリティへの理解など、新しい人権課題を取り上げた。 | 【確認】 リーフレットは何部作製されたのか説明してください。 【要望】 出前講座を自治会等に周知して拡大していければ良いと思います。 【改善】 出前講座の周知が足りていないのではないのでしょうか。 | ○「知っていますか？人権擁護委員」のリーフレットを、窓口への設置や、各種イベントで配布する等、適宜印刷し啓発に使用。 ○出前講座につきましては、昨年度も依頼がない状態ですが、生涯学習課で行っている出前講座とのすみ分けや、周知方法・団体への働きかけ等検討していきたい。 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ●人権啓発パンフレットによる啓発 | ○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定 | ○「知っていますか？人権擁護委員」のリーフレットを作成、各種イベントで配布し、啓発を行った。 | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 | | | | | | |
|-----------------------|-------|-------|----|----------------|-----|--|------------|-------|-------------|---|-------------|-------------|---|-----------------------------|--|--|---|---|---|-----|---|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ② | イ | 5 | | ○家庭や地域が人権尊重の理念についての理解を深め、主体的に学習できる機会の提供 | 生涯学習課 | 継続 | 6 | ○中公民館 親子チャレンジ学級 ○中公民館 男性学級 ○中公民館 高齢者学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田小 親子人権学習 ○豊田公民館 子育てクラブ ○寒川公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○保育所職員人権研修会 ○民生委員 人権研修 | 年7回 | 年10回 | ○公民館等からの要請に基づき、様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。参加者からは新たな気づきを得たなど肯定的な感想が寄せられた。 | A | 身近なところから人権の大切さについて、気づくよう工夫した。また、相手との意見傾聴関係づくりに努めた。 | 【確認】 中・豊田・寒川公民館以外の取り組みはあるのかどうか、また検討されているのか説明してください。 | ○このほかに大谷公民館で2回実施しました。また、穂積公民館では外部講師を依頼し、別途人権に関する学習会（人権落語）を実施しました。令和5年度については、全公民館で年1回以上人権に関する学習会を位置づけ、実施しているところです。 | | | | | | |
| | | | | | | ●さわやか人権学習会（出前講座） | | | | ●人権学習会・研修会（学校等） | | | | | | | | 未定（学校からの要請による） | 年5回 | 年4回 | ○学校からの要請に基づき、児童・保護者対象に人権について講話を行った。その際、親しみやすく、かつ分かりやすいようにプレゼンソフトやワークシヨップ方式を取り入れた。 | | |
| 1 | (1) | ② | ウ | ウ. 市民への人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ② | ウ | 6 | | ○市民が主体的に参加し、人権尊重の理解を深められるイベントの実施 ○内容・手法に工夫を凝らし、市民の意識・関心を喚起する啓発活動の実施 ○人権啓発資料の作成・配布及び広報活動の推進 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 7 | ○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施する。 (小山一小、旭小、小山城東小、大谷南小、間々田東小、下生井小、羽川西小) ○子ども向け人権学習会（なかよし学習会）の実施（駅南児童センター） ○人権標語募集：毎年小学校3校を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を作成する。 | — | — | ○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施。 (小山一小、旭小、小山城東小、大谷南小、間々田東小、下生井小、羽川西小) ○子ども向け人権学習会（なかよし学習会）の実施（駅南児童センター） ○人権標語募集：毎年小学校3校（旭小、小山城北小、小山城東小）を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を各学校へ設置。 | B | 人権擁護委員による講話の実施では、小学生でも理解できるようなやさしい文章に配慮し、身近なところから人権尊重の大切さを考えよう工夫した。また、人権標語の公表をすることで、市民への啓発を実施した。 | 【確認】 市役所1階多目的ホールのパネル展示の成果と課題を説明してください。 | ○人権標語表彰式とあわせて実施することで、参加者へのよいPRになった。また、市役所多目的ホールへの来庁者を対象としたため、多数の方の目にとまる機会ができ、よい啓発となったと考えます。より多くの方の目にとまるよう、パネル展示についての工夫や、ホームページ、SNSを利用した配信を取り入れるなど、検討していきたい。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | ●人権啓発委員と連携した啓発活動 | | | | | | | | ○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。 2,000部作成予定 | ○「知っていますか？人権擁護委員」のリーフレットを作成、各種イベントで配布し、啓発を行った。 | | | | |
| | | | | | | | | | | ●人権啓発パンフレットの作成 | | | | | | | | ○講師 石川 結貴氏（ジャーナリスト） 演題「スマホ世代の子どもどう向き合うか～SNS、ゲーム、ネットいじめの問題を考える～」 期日 8月18日（木） 会場 市文化センター大ホール | ○石川結貴氏を講師に「スマホ世代の子どもどう向き合うか～SNS、ゲーム、ネットいじめの問題を考える～」をテーマに講演会を開催した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加人数を250名に制限しつつも3年ぶりに実施できた。参加者から「とてもよかった（66%）」、「よかった33%」の回答を得た。 | A | 啓発紙の作成に当たっては、全てにルビをふるなど、誰もが読みやすい工夫した。 | 【評価】 人数を制限しながら満足度の高い講演会が開催できて良かったと思います。 | ○講師の石川先生の豊富な取材経験に基づく具体的なお話と絶妙な語り口により、参加された多くの方から好評を得ることができた。 |
| | | | | | | | | | | ●人権講演会の開催 | | | | | | | | ○人権啓発リーフレットを作成し、12月1日広報おやまの配布に合わせ、全戸配布する。 内容は、おやまのよい子を育てる大人宣言（改訂版）・人権講演会の要旨等。 | ○12月1日広報おやまの配布に合わせ全戸配布した。内容はいじめ防止等市民会議で作成した「おやまっ子をみんな育てよう！大人宣言」、「子どもの権利」、「子どもとのコミュニケーション」のほか人権三法について取り上げた。 | | | | |
| | | | | | | | | | | ●啓発リーフレット「おやま」の作成（全戸配布） | | | | | | | | ○人権教育総合推進地域事業、人権啓発リーフレット、人権啓発DVD等について情報を掲載した。 | | | | | |
| ●ホームページ「生涯学習課人権教育」の更新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|---|--------------------------------|------------|-------|-------------|---|-------------|-------------|--|--|---|--|--|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A | B | C | | | |
| 1 | (1) | ③ | | | 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (1) | ③ | 7 | | ○企業や団体等における人権啓発研修への講師派遣等、自主的な教育・啓発活動に対する支援 | ●企業のイベントにおける人権擁護委員との協働による啓発の実施 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 9 | ○小山市農業祭、コマツや富士通のフェスティバルなどに出向いて、来場者に人権啓発パンフレット等を配布して啓発する。 | — | — | ○小山市農業祭11月12日(土)、野木町産業祭11月6日(日)の来場者に人権啓発パンフレット等を配布し啓発した。 | B | 市民が多数参加するイベントで、子ども向け、大人向け啓発物品を用意し、全ての層の方へ人権意識の啓発を行えるよう工夫した。 | | | | |
| | | | | | | ●企業に向けた啓発資料配布 | 人権・男女共同参画課 | 新規 | 9 | ○人権啓発パンフレットを企業に配布する。 | — | — | ○コマツや富士通のフェスティバルはコロナウイルス蔓延防止のため事業中止。 | | | | | | |
| | | | | | | ●企業・団体の人権研修への講師派遣 | 生涯学習課 | 継続 | 10 | ○太陽生命 人権研修 | 年1回 | 年1回 | ○太陽生命からの要請に応じ、パワハラ防止についての人権研修の講師を務めた。 | A | パワハラ防止やアンコンシャスバイアスについて取り上げた。 | 【確認】アンコンシャスバイアスの研修内容について説明してください。 | ○無意識の偏ったものの方・考え方により知らず知らずの内に人権侵害を引き起こす可能性があることに気づいてもらうため、アンコンシャスバイアスを取り上げました。具体的には「育児雑誌に投稿された人生相談」や「世界的に有名な外科医」の事例をもとにグループ協議する中で、自分の思い込みに基づき、別の視点からの見方・考え方の大切さを理解する機会としました。 | | |
| | | | | | | ●市職員研修への講師派遣 | 生涯学習課 | 継続 | 12 | ○新任係長級人権研修 4月21日(木) ○新採用職員人権研修 7月14日(木) ○初級職員人権研修 8月22日(月) | 年3回 | 年3回 | ○職員研修所と連携し、新任係長や新採用職員、初級職員(採用3年目)を対象にそれぞれの職位に応じた人権研修を実施した。 | | | | | | |
| 1 | (2) | | | | 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (2) | ① | | | 行政・教育・医療・福祉等の従事者に対する人権教育及び人権啓発 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (2) | ① | 8 | | ○人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への人権研修や講演会の実施 ○関係機関が行う研修等への支援 | ●特定職業従事者人権研修会の実施 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 9 | ○「特定職業従事者人権研修会」を開催し、市職員及び関係団体等への人権啓発を行う。 | — | — | ○「特定職業従事者人権研修会」の開催 R5.3.13「性の多様性と人権」～性別の視点より 講師 飯田 あさる 氏 [ダイバーシティ代表] 67名参加 参加者：市職員59名、人権擁護委員5名、男女共同参画推進協議会4名、新小山市市民病院2名 | A | 「特定職業従事者人権研修会」では性的マイノリティへの理解等、新しい人権課題を取り上げた。また、職員だけでなく関係機関からも参加者を募り、人権意識の高揚・啓発を図った。 | 【確認】特定職業従事者に、民間の人は含まれないのでしょうか。 【要望】医療福祉従事者等への研修参加をお願いしたい。 | ○民間の方も含まれますが、まずは本市の人権に関わりの深い特定の職業に従事する方への研修会を行っております。主に、行政、消防、医療、福祉関係で、人権尊重の理念を十分に理解したうえで、業務にあたる必要がある方を対象としております。 ○令和4年度から、医療福祉従事者として、新小山市市民病院からの参加をいただきました。引き続き、医療福祉従事者へも啓発を進めていきます。 | | |
| | | | | | | ●下都賀地区人権フォーラムへの参加 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 11 | ○下都賀地区人権フォーラムに市職員が参加し、人権意識の高揚を図る。 | — | — | ○下都賀地区人権フォーラム 7月14日(木)へ参加し、人権意識の高揚を図った。 参加者：市職員13名、人権擁護委員2名 | | | | | | |
| | | | | | | ●人権運動団体主催の研修会への参加 | 生涯学習課 | 継続 | 11 | ○人権運動団体が主催する研修会に市職員を派遣し、人権意識の高揚を図る。 | — | — | ○第18回栃木県人権研究集会 7月31日(日) ○第24回栃木県ヒューマンライツセミナー 11月22日(火) ○部落解放第54回東日本研究集会 7月13日(水) ○部落解放愛する会栃木県連合会 11月21日(月) | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|---------------------------------|-------|-------|----|------|--|--------------|-----|-------|-------------|---|-------------|-------------|---|-----------------------------|--|--|---|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | |
| | | | | | | ●人権教育指導者一般研修 | | 継続 | 12 | ○人権講演会と兼ねて実施予定 | 年1回 | 年1回 | ○人権講演会と兼ねて実施。小・中・義務教育学校の教職員に参加要請を行い、55名が参加し、ネットによる人権問題等について学んだ。 | | | | |
| | | | | | ●市職員研修への講師派遣 (職員研修所と連携) | 生涯学習課 | | 継続 | 12 | ○新任係長級人権研修 4月21日(木) ○新採用職員人権研修 7月14日(木) ○初級職員人権研修 8月22日(月) | 年2回 | 年3回 | ○職員研修所と連携し、新任係長や新採用職員、初級職員(採用3年目)を対象にそれぞれの職位に応じた人権研修を実施した。 | A | 「インターネットと人権」「LGBTQ」など、新しい人権課題を意図的に取り上げた。 | 【要望】 研修等での成果と課題について説明してください。 | ○美田中ブロックの人権研修会では運動団体の役員に講師を依頼し、教職員・希望保護者を対象に部落差別について講話をいただいた。体験を聞き身近な問題として実感することができた。SNS等で差別が広がる危険性を改めて感じたなどの感想が寄せられた。新しい人権課題として、性的マイノリティの人権についても取り上げ、理解を深める機会とすることができた。課題としては、市職員研修については、時間的な制約から一つの課題に絞ってじっくり扱うことができません。「広く浅く」の感否めない。様々な人権課題を扱いつつも共通して抑えるべき点を大切に取り組みしていきたい。 |
| | | | | | ●中学校区ブロック人権教育研修会等講師派遣 | | | 継続 | 12 | ○美田中ブロック人権研修 8月17日(水) 「部落差別」ほか 未定 | 年2回 | 年3回 | ○3つの中学校ブロックからの要請に基づき教職員対象の人権研修に講師として講話等を行った。 | | | | |
| | | | | | ●教職員対象人権研修への講師派遣 | | | 継続 | 12 | ○市人権教育研修会 直接的指導指導案検討 8月1日(月) | 年1回 | 年1回 | ○市人権教育研修会 学校教育課と連携し、直接的指導に係る学習指導案の検討会において指導助言を行った。 | | | | |
| 2 相談・支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 (1) 相談支援体制の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 (1) ① 相談機能・支援体制の充実、関係機関との連携強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ○各種相談窓口機能の充実 ○関係機関のネットワークの構築による連携強化 | | | | | ●人権擁護委員による人権相談 | | | 広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所6階 相談室6B 体制：人権擁護委員4名 (午前・午後各回2名) | | | | |
| 2 | (1) | ① | 9 | | ●栃木人権擁護委員協議会第二部会での研修の実施 | 人権・男女共同参画課 | | 継続 | 13 | ○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年9回開催予定 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施 | — | — | ○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年9回開催 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施した。 | A | 関係機関との連携により市民への人権啓発につとめた。また、相談には、相談者寄り添った丁寧な傾聴に心がけた。 | 【評価】 電話・メールによる相談窓口は不可欠であり、受付時間が広く評価できる。 | ○その都度、電話・メール・来課による相談を受け付けております。丁寧に傾聴し、適切な窓口へのご案内をしております。 |
| | | | | | ●電話・メールによる相談の実施 | | | 継続 | 13 | ○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝祭日、年末年始を除く) 随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名 (人権・男女共同参画課に配属) | — | — | ○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝祭日、年末年始を除く) 随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名 (人権・男女共同参画課に配属) | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|----------------------------|-------|-------|----|------|---------------------------|------------|-----|-------|------|---|----------|----------|---|---------|---|---|---|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | | | |
| 2 | (1) | ② | | | 相談窓口に関する情報の周知 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | (1) | ② | 10 | | ○各種広報媒体を活用した各相談窓口情報の周知 | 人権・男女共同参画課 | | 継続 | 14 | ○人権啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレットを作成し、配布する。(年1回) ・テーマは検討中、2,000部作成予定 ○ホームページ掲載 | — | — | ○人権啓発・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○「知っていますか？人権擁護委員」のリーフレットを作成、各種イベントで配布し、啓発を行った。 ○ホームページ掲載を実施した。 | C | ホームページでは、誰にでもわかりやすい表現にした。パンフレットを配架する際には、人権課題で偏りが出ないように配慮した。また、性的マイノリティへの理解等、新し人権課題について情報発信する心がけた。 | 【確認】 今年度のリーフレットの内容について説明してください。 【確認】 リーフレット作成がなかった背景には何が見られるのか確認したい。 | ○今年度のリーフレットの内容につきましては、分野別課題としても【新規】事業としてとりあげています「性的マイノリティ」についてや、関連する「パートナーシップ宣誓制度」について取り上げる方向で検討しております。分かりやすく、手にとりただけるようなパンフレットを作成し、正しい理解・情報発信をし、啓発につなげたいと考えております。 ○令和4年度は、「小山市パートナーシップ宣誓制度」導入業務を優先し、要綱の制定や「多様な性に関するハンドブック」の作成を行ったところで、令和5年度はリーフレット作成で、「パートナーシップ宣誓制度」等を取りあげるなど、時代に即したリーフレット作成を行っていく予定です。 | | |
| | | | | | | | | 継続 | 14 | ○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布 | — | — | ○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載(年2回、6月12月号) ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布 | | | | | | |
| | | | | | | | | 継続 | 14 | ○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体3団体及び会員600枚作成 | — | — | ○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット) R4 作成なし | | | | | | |
| 3 分野別課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 1 男女の人権 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 1 ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 男女共同参画に関する啓発誌(Harmony)の発行 | | | 継続 | 15 | ○73号発行(11月1日 55,500部) 市民編集委員との協働による誌面作成 広報おやま11月号への差込による全戸配布 ○啓発誌のデジタル化の検討 | — | — | ○男女共同参画に関する啓発誌(Harmony)の発行(73号11/1発行 55,500部) ・市内全戸配布。広報おやま11月号に差込。本庁舎、各公民館、図書館等へ設置、小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者・市内保育所・保育園・認定こども園・幼稚園に配布 | | 【確認】 啓発誌のデジタル化の進捗状況を説明してください。 | ○広報媒体の多様化への対応により、紙媒体による啓発の他、HPへの掲載を行っております。今後も、市のツイッターやインスタグラム等のSNSを利用した発信について積極的に取り組んでまいります。また、紙面に掲載しきれなかった情報についてはSNSを利用して配信することを検討しております。 | | | |
| | | | | | | | | 継続 | 15 | 6月25日(土) 午後1時～午後3時予定 小山市立文化センター小ホール 定員200名 ・基調講演 ・男女共同参画についての作文コンクール表彰式 | — | — | ○男女共同参画フェアの開催「第19回男女共同参画フェア」(6/25) ・基調講演「誰一人取り残さない、誰もが主役のまちづくり」講師 荻原なつ子氏(110名参加) ・男女共同参画についての作文コンクール表彰式 | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|-------------|---|-----------------------|------------|--|--|---|---|---|--|-----------------------------|--|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | |
| 3 | 1 | ① | 11 | | ○男女共同参画への理解を深めるための研修会・講演会の開催 ○多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進 | ●男女共同参画に関するセミナー・講座の開催 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 15 | ○人生100年時代を有意義に過ごすための終活セミナー ○女性のための再就職支援セミナー ○男性の家庭参画支援セミナー ○おやままちづくり出前講座 | — | — | ○男女共同参画に関するセミナー・講座の開催 人生100年時代を有意義に過ごすための終活セミナー 「すてきな人生の仕舞方(終活)講座」講師 桐生雅弘氏(5/19 28名参加) ・女性のための再就職支援セミナー「ママのための就職支援セミナー」講師 野崎千穂氏(2/2 3名参加) ・男性の家庭参画支援セミナー「パパの育児・家事スキルアップセミナー」講師 堀内美佳氏(1/21 10名参加) おやままちづくり出前講座「みんなが輝く未来へ 男女共同参画を学ぼう」(9/9 東光高岳労働組合小山支部 24名参加、2/7 豊田公民館 26名参加) | B | 啓発のための刊行物については、人権に配慮した掲載内容とした。各事業の実施にあたり、人権に配慮した事業内容とし、対象者に向けた情報提供については、さまざまな媒体を活用し、幅広く周知した。男女共同参画フェアでは、手話通訳者が講師の話に合わせ、同時通訳を行った。 | | |
| | | | | | | ●各種媒体を活用した広報・啓発 | 継続 | 15 | ○広報おやま・市ホームページ・市SNS等の活用 ○行政テレビ・おーラジオの活用 ○啓発誌「みらい」の活用 | — | — | ○啓発活動 ・男女共同参画週間における啓発展示(本庁、中央図書館) ・街頭啓発活動(ゆめまちコミュニティまつり、農業祭、ホワイトリボンラン) ・市ホームページ、市SNS、行政テレビ・おーラジオ、地域情報誌等を活用しての情報提供(小山ワーク・ライフ・バランス推進事業紹介、男女参画共同週間、講演会・セミナー開催周知及び実施報告) ・啓発誌「みらい」を中学校1年生・義務教育学校7年生・教職員に配布(11校 1,814冊) | | | | | |
| 3 | 1 | ① | 12 | ○女性の社会参加の促進 | ★審議会等における女性委員の割合の向上 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 16 | ○女性委員登用率調査(4～5月) ○庁内電子掲示板等を活用し、毎月初めに取組について周知 ○委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施 | ★37.8% | ★35.3% | ○審議会における女性委員の割合(令和4年4月1日現在) ・35.3%(委員総数 1,591名中女性 562名 対家審議会等128) ・庁内電子掲示板を活用し、毎月初めに取組について周知 ・委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施。 | | | | | |
| | | | | | ●市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上 | 継続 | 16 | ○小山市女性職員結の会活動支援セミナーの実施 | 30.9% | 30.9% | ○市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上 ・市職員の管理監督職(係長職以上)に占める女性の割合 令和4年4月1日現在 30.9%(管理監督職総数482名中女性149名) (参考)市職員の管理職(課長以上)に占める女性の割合 令和4年4月1日現在 20.0%(管理職総数65名中女性13名) ・小山市女性職員結の会 「女性活躍で変わる社会 地方紙記者の視点から」講師 河又弘子氏(12/20 15名参加) | B | 各事業の実施にあたり、人権に配慮した事業内容とし、対象者に向けた情報提供については、さまざまな媒体を活用し、幅広く周知した。 | | | | |
| | | | | | ●女性のエンパワメント支援事業 | 継続 | 16 | ○政治分野への女性活躍応援セミナー(仮称)8/27～全5回 定員20人 ○明日のビジネスを担うリーダー塾 1～3月 全3回 | — | — | ○女性のエンパワメント支援事業 「政治分野への女性活躍応援セミナー」講師 工藤敬子氏(8/27、9/5～のうち1日、10/8、10/29、11/9 全5回 15名参加) ・「明日のビジネスを担うリーダー塾」講師 佐藤晴美氏、チカイケ英夫氏(1/28 16名参加、2/25 12名参加) | | | | | | |
| | | | | | ●男性の家庭参画推進事業 | 継続 | 16 | ○男性向けの家庭参画支援セミナー | — | — | ○男性の家庭参画推進事業 ・「パパの育児・家事スキルアップセミナー」講師 堀内美佳氏(1/21 10名参加) | | | | | | |

○「認定農業者の共同申請」を担当している農政課に確認しました。令和4年3月に作成した「第5期小山市農業・農村男女共同参画推進ビジョン」に基づき、女性の農業経営への参画を促進するため、夫婦等による認定農業経営参画の推進を推進しております。直近3か年の女性の認定農業者数(うち共同申請)は、令和2年度末時点で35人(うち11人)、令和3年度末で36人(うち12人)、令和4年度末で36人(うち11人)と横ばいで推移しております。今後も、農業経営改善計画の申請相談や更新の際に、PRツールを配布し共同申請の方法やメリット等を案内するなど、積極的に周知を行ってまいります。

【確認】
令和3年度の担当課回答で「女性の農業経営参画の推進」として、「認定農業者の共同申請」を推進しているとの回答をいただきましたが、その申請の件数や進捗状況を説明してください。

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 | | |
|-------|-------|-------|--------------------------|------|--|-------------------------------|------------|-------|-------------|---|-------------|-------------|--|--|---|---|--|-----------|-------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) |
| | | | | | | ●おやまイクボス協議会登録事業所の拡大 | | 継続 | 16 | ○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催 | 74社 | 75社 | ○おやまイクボス協議会登録事業所の拡大 ・市広報への掲載(2月号)、おーラジを活用しての啓発 ・「第3回おやまイクボス協議会セミナー」講師 大龍雅世 氏(11/7 13社14名参加) | | | | | | |
| 3 | 1 | ① | 13 | | ○男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 ○男女共同参画の理解促進のための教職員研修等の充実 | ●男女共同参画の視点に立った学校教育 | 学校教育課 | 継続 | 17 | ○社会科(公民)、技術家庭、学級活動、総合的な学習の時間等での直接的指導 ○グループ編成や係決定の際の男女の固定的なイメージや役割意識を持たないような配慮や指導 ○男女混合名簿の使用、学校生活や行事等における呼称の配慮 | — | — | ○社会科(公民)、技術家庭、学級活動、総合的な学習の時間等において直接的指導を行った。 ○グループ編成や係決定の際、男女の固定的なイメージや役割意識をもたないよう、配慮や指導にあたった。 ○男女混合名簿を使用したり、学校生活や行事等における呼称を「～さん」で統一するなどの配慮を行った。 | B | 日々の生活の中に人権教育がちりばめられていることに留意し、直接的指導だけでなく、間接的指導・基底的指導も大切に取組んでいる。 | | | | |
| | | | | | ●男女共同参画に関する教職員の研修 | | | 継続 | 17 | ○各中学校ブロック人権教育研修会での啓発 ○小山市人権教育研修会(教育研究所主管)での啓発 | 年1回ずつ | 年1回ずつ | ○研究所所管で小山市人権教育研修会を実施した。 ○各中学校ブロックで人権教育研修会を実施した。 | | | | | | |
| 3 | 1 | ② | 男女の人権の尊重 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1 | ② | ア. 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ●DV防止啓発活動(小山市パープルリボン運動) | | 継続 | 18 | ○11月に小山市パープルリボン運動月間として啓発 ・DV防止啓発研修会の開催 ・パープルリボン・パープルリボンを活用した啓発 ○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知 | — | — | ○11月にパープルリボン運動の実施・女性に対する暴力をなくす運動であるパープルリボン運動の周知 ・パープルリボンツリーの設置(本庁、男女共同参画センターほか全8カ所)、展示啓発(本庁、中央図書館) ・DV防止啓発研修会の実施 「DVの中にいる子供への影響とその理解」講師 藤平裕子 氏(11/16 33名参加) ・相談窓口を掲載したチラシ及びパープルリボンの配布。 | | | | | | |
| | | | | | | ●児童生徒を対象としたデートDV・性暴力等に関する予防啓発 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 18 | ○チラシ・カード配布による啓発 ○啓発誌、市ホームページ、市SNS等を活用した啓発 ○デートDV・性暴力防止のためのパンフレット作成 | — | — | ○デートDV防止のための冊子作成(配布はR5年度から) | B | DV相談カードは、被害女性に周知効果が上がるよう公共施設や多目的施設に設置したが、人権尊重の視点を考慮し、加害者さきにくい場所に設置している。 | 【確認】 「困難な問題を抱える女性への支援に対する法律」が令和6年4月に施行されますが、新法施行に向けての取り組みはあります。 | ○多様化・複雑化する女性の問題について、庁内の関係課との連携を図り、また民間団体や関係機関と協働して、きめ細やかな配慮や支援が必要となってきており認識しております。令和5年度中に栃木県が基本計画を作成予定ですので、国や県の動向を注視しながら連携してまいります。 人権・男女共同参画課では、女性カウンセラーおよび女性弁護士の専門家による相談事業の継続や、その他相談窓口のより一層の周知、研修等による女性の問題に関する啓発を通して、女性の福祉増進と人権擁護を推進してまいります。 | | |
| | | | | | | ●相談窓口や支援制度の周知 | | 継続 | 18 | ○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知 ○市ホームページ、市SNS等を活用した周知 | — | — | ○DV相談カードの設置・配布(市内公共施設、大型商業施設、小山駅、協力事業所等) | | 【要望】 DVを起す立場になりやすい男性に対する講座等の具体化を希望します。 | 【確認】 DV相談カードによる相談件数はどのくらいですか。相談カード以外の相談手段はありますか。 | ○男性を対象としたDV防止講座や男性の生き方や悩みについての相談窓口について問合せがあった場合は関係機関の相談窓口をご案内しておりますが、小山市においても今後の講座等において男性を対象としたテーマや講師選定を検討していきます。令和5年度は、「デートDV防止啓発研修会」(7月)、「DV防止啓発研修会」(11月)において性別を問わず参加者を募り、DV防止についての認識を深めてもらう機会となるよう開催しています。 | | |
| | | | | | | | | 継続 | 18 | ○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知 ○市ホームページ、市SNS等を活用した周知 | — | — | ○DV相談カードの設置・配布(市内公共施設、大型商業施設、小山駅、協力事業所等) | | 【確認】 DV相談カードによる相談件数はどのくらいですか。相談カード以外の相談手段はありますか。 | ○DV相談カードは、DVに関する情報や相談窓口が記載された各割サイズの折込式カードで、様々な状況におかれている被害者を相談窓口につなげることを目的としています。DV相談カードを通した相談件数を把握することは難しいですが、定期的に補充していることから持ち帰っている人がいて相談窓口の周知に一定の効果があると思われまます。その他、デートDV防止啓発リーフレットの中学生への配布や市ホームページでの相談窓口の周知、女性カウンセラーおよび女性弁護士による専門相談を月に1回実施しています。また、11月に女性に対する暴力をなくす運動であるパープルリボン運動を実施し、DV防止啓発研修会の開催や相談窓口を周知するための啓発活動を行っています。 | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|---|-----------------------------|------------|-------|-------------|--|-------------|-------------|---|--|--|---|--|
| | | | | | | | | | | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
| 3 | 1 | ② | イ | 15 | イ. 相談支援体制の充実 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ○DV被害者に対する相談支援体制の充実 ○各種ハラスメント、性犯罪等に対する防止対策の推進及び相談体制の充実 | ●女性対象の専門相談の実施 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 20 | ○女性のための心の相談（毎月第4金曜日） 女性のカウンセラーによる相談 ○女性の生き方なんでも相談（奇数月第4金曜日） 女性の弁護士による法律相談 | — | — | ○女性のための心の相談（毎月第4金曜日） 女性のカウンセラーによる相談 申込28件、相談18件 ○女性の生き方なんでも相談（毎週第4金曜日） 女性の弁護士による法律相談 申込33件、相談23件 | B | 女性の相談員を配置した。 | | |
| | | | | | ○DV被害者に対する相談支援体制の充実 ○各種ハラスメント、性犯罪等に対する防止対策の推進及び相談体制の充実 | ●各種相談機関の紹介・周知 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 19 | ○パルティ・法テラスへの案内 ○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知 ○市ホームページ、市SNS等への相談機関の掲載 | — | — | ○相談内容により、市で実施する相談の他、栃木県、パルティ、法テラスの相談期間も提示 ○DV相談カードの設置・配布（市内公共施設、大型商業施設、小山市、協力事業所等） ○職場におけるハラスメント相談期間について市ホームページに掲載 ○性犯罪、性暴力対策集中強化月間（令和2～4年度）、専門窓口について市ホームページに掲載 | B | 女性の相談員を配置した。 | | |
| | | | | | ○DV被害者に対する相談支援体制の充実 ○各種ハラスメント、性犯罪等に対する防止対策の推進及び相談体制の充実 | ●配偶者暴力相談支援センター相談支援体制の充実 | 子育て家庭支援課 | 継続 | 21 | ○専任の婦人相談員を1名、母子父子自立支援員兼婦人相談員を3名と合わせた4名を配置し、配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実を図る。 ○要保護児童等対策地域協議会にDV被害者支援に関わる関係機関が加わり、防止対策や支援体制の協議を年2回行う。 | — | — | ○配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図るため、関係機関との連携を密にし、相談支援を行った。 ＜配偶者暴力相談支援センター＞ 時間：9時～17時、相談員：4名 ＜DV相談件数＞新規 99件、延 1,767件 ＜証明書発行＞延件数 77件 ＜緊急安全確保事案＞ 0件 ＜相談員の研修受講回数＞延20回 ○要保護児童等対策地域協議会にとき男女共同参画センターや警察等様々な機関に委員になって頂いており、DV相談の現状等について情報を共有した。 | A | 相談者の人権に最大限配慮し、適切かつ慎重に相談支援等を行った。 | 【確認】 「困難な問題を抱える女性への支援に対する法律」が令和6年4月に施行されますが、新法施行に向けての取り組みはありますか。 | ○婦人相談員1名、母子父子自立支援員兼婦人相談員3名の体制を婦人相談員2名、母子父子自立支援員兼婦人相談員2名体制への見直し、「小山市婦人相談員規則」の規則の改正を検討してまいります。県主催の研修会、意見交換に参加し、支援対象者の人権保障、権利擁護を尊重した支援への更なるスキルアップに取り組んでおります。 |
| 3 | 1 | ② | ウ | 16 | ウ. 性の尊重 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ○性に関して正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発 | ●体育・保健体育の授業における教育 | 学校教育課 | 継続 | 22 | ○保健の授業を年間指導計画に基づいて計画的、意図的に指導する。 ・担当教職員の共通理解の下、発達の段階に応じて、性に関する正しい知識を学べるよう配慮する。 | — | — | 市内全校実施 | A | 受精・妊娠、異性への尊重などを普段接している教員ではなく、専門家に指導をいただくことにより、生徒にとってはより真剣に自分事として学ぶことができるように配慮した。 | 【確認】 全中学校に広げなければ、地域差がでるのではないだろうか。 | ○思春期講座は健康増進課主管であるため、健康増進課と連携して、思春期講座を実施できるよう検討しているところです。また、今年度各学校の養護教諭と健康増進課の保健師が8月3日に合同研修を実施し、性に関する指導の共有を図りましたので、今後も継続して実施できるよう支援して参ります。 |
| | | | | | ○性に関して正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発 | ●中学校・義務教育学校後期課程における思春期講座の実施 | 学校教育課 | 継続 | 22 | ○健康増進課の主管の下、各学校で思春期講座を実施する。 ・保健の授業を通して学んだ性に関する知識を基盤として、既習の知識の再確認や新たな視点からの情報提供を行う。 | — | — | 市内7校実施 | A | 受精・妊娠、異性への尊重などを普段接している教員ではなく、専門家に指導をいただくことにより、生徒にとってはより真剣に自分事として学ぶことができるように配慮した。 | 【確認】 LGBTQ関わる人権の取り組み状況を説明してください。 | ○市内の各中学校では、平成27年4月30日の文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」を踏まえ、トイレの利用や自認する性別に係る活動への参加等についてすでに対応しております。また、令和5年6月23日施行となったLGBT理解増進法の基本理念について7月4日の市校長会場で説明し、理念を尊重した教育活動を展開するよう指示いたしました。 |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 | | |
|-------|-------|--------------|----|------|----------------------|--|----------|-------|-------------|--|--|---|---|-------------------------------------|--|---|--|--|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1 | ② | ウ | 17 | ●思春期保健講座の実施 | ○性に関して正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発 ○性や性差の正しい認識を深め、自尊感情を高め、自己決定能力を養うための事業の実施 | 健康増進課 | 継続 | 24 | ○市内中学校等への希望調査に基づき学校保健と連携し、男女が互いの性を尊重する意識の醸成を発達段階に応じて図る機会として、保健師による「思春期保健講座」を実施する。 実施予定校：小山中、美田中、大谷中、小山第三中、乙女中、小山城南中、絹義務教育学校 計7校 | 思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校 計7校 | ○「思春期保健講座」：7ヶ所 受講者合計935名（小山中、美田中、絹義務教育学校、小山第三中、大谷中、乙女中、小山城南中） | A | 男女が互いの性を尊重する意識を図る内容とした。 | 【確認】 LGBTについての知識は持たないのでしょうか。 【要望】 この時期でもLGBTの知識・理解を深めた方がよいのではないのでしょうか。 【他】 大学生等の若い方によるお話を聞いたことがありますが、話す方によって大きな差があると思います。 【確認】 性の多様性への理解についての取り組みを説明してください。 | ○「性の多様性」についても、事前に学校と内容を確認した上で保健師による思春期保健講座で伝えていきます。内容としては、性的マイノリティ（LGBTQ）の人たちがいるから性が多様なのではなく、自分自身もその多様な性を持つ一人であると理解することが大切であること等を伝えていきます。 | | | |
| | | | | | | | | | | ●中学生ピアカウンセリングの実施 | ○市内中学校への希望調査に基づき学校保健との連携して「中学生ピアカウンセリング」を実施する。 実施予定校：小山第二中、間々田中、豊田中及びアルカディア（計4か所） | ピアカウンセリング事業：アルカディア 計4箇所 | | | | | ○「中学生ピアカウンセリング」：3か所 受講者合計216名（豊田中、間々田中、アルカディア） ※小山第二中学校は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止 | | |
| 3 | 2 | 子どもの人権 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | ① 子どもの人権の尊重 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | ① ア. 市民意識の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | ① | ア | 18 | ★オレンジリボンキャンペーンの実施 | ○子どもの人権尊重に関する市民意識向上のための啓発活動の推進 | 子育て家庭支援課 | 継続 | 26 | ○児童虐待防止推進月間にオレンジリボンツリーの設置、オレンジリボン着用の推進、ポスター配布等の啓発活動を実施する。 | ★啓発ポスターの設置 依頼事業所数 14社 | ★啓発ポスターの設置 依頼事業所数 400社 | ○児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンとして11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待防止に関する啓発活動として、オレンジリボンツリーを庁舎1階北側ロビーに設置、市民及び市職員にリボンの着用の呼びかけを行ったほか、関係機関や小山農協の支店窓口に啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布に協力いただき、広く市民に啓発した。またデジタルサイネージを利用した啓発を行った。 | ○啓発ポスターの設置 依頼事業所数 14社 | ○啓発ポスターの設置 依頼事業所数 400社 | A | 子どもの人権を守ることを最優先とし、子育て中の保護者だけでなく幅広い世代の地域の方に向けて啓発することができた。 | 【確認】 ヤングケアラーの啓発の取り組み状況と、相談・支援件数等を説明してください。併せて「子ども家庭庁」において子ども政策や支援等の情報を集約データベースを連携・活用した情報収集の進捗状況を説明してください。 【要望】 子どもの権利条例を検討されたい。 | ○令和4年度は、市内小・中・義務教育学校、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、学童保育施設、児童センター保護者向けに約2万通、ヤングケアラー啓発チラシを紙ベース又は電子で通知しています。令和4年度は要保護児童・要支援児童のうち、ヤングケアラーであると思われる家庭は3件です。令和5年度も昨年同様啓発チラシを配布するとともにスクールソーシャルワーカーや学校等との連携強化に努めます。「子ども家庭庁」の組織に企画官（地方連携・DX等担当）地方自治体等との連携、DXの推進の業務担当が置かれること、子ども政策DX推進チームを立ち上げ、こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針が公表されました。取組方針ではデータ連携は令和5年度末ガイドラインの策定、令和6年度以降ガイドラインの充実となっておりますので、引き続きこども家庭庁の動向に注視してまいります。「小山市人権尊重の社会づくり条例」の中にも「こども」も位置付けられており、人権施策推進計画と連携して推進してまいります。 |
| | | | | | ●虐待防止月間に行う啓発活動の実施 | | | | | ○虐待防止推進月間に虐待防止講演会を開催する。令和4年度は動画配信により開催予定。 | 虐待防止講演会の開催 0回 | 虐待防止講演会の開催 年1回 | ○おやまコミュニティFM放送局「オーラジ」の広報番組『OYAMA開運ラジオ』にて、「児童虐待防止推進月間について」を放送し同取組の主旨と啓発を放送するとともに、11月中におやま生まれのオレンジリボンキャンペーンを放送した。M-1プロジェクト西口まつり実行委員会と共同し西口まつり内にてオレンジリボンおかしりレーを行った。 | ○啓発ポスターの設置 依頼事業所数 14社 | ○啓発ポスターの設置 依頼事業所数 400社 | | | | |
| | | | | | ●ヤングケアラーについての啓発活動の実施 | | | | | ○啓発チラシを配布し啓発する。 | 啓発チラシの配布 3回 | 啓発チラシの配布 3回 | | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|--------------|------|---|-------|-----|-------|--|-----------|-------------|---|-----------|---|---|---|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ●人権推進保育施設 における所内研修 | 子ども課 | 継続 | 25 | ○所内研修 ・出井保育所 「安心で安全な保育生活 を目指して」 ・網戸保育所 「保育の意味を伝えるた めに」 ・間々田北保育所 「安心安全な保育を目指 して」 ・城北保育所 「子どもの主体性を活か す保育の学びと保護者支 援」 | 月1~2回 | 月1~2回 | ○人権推進保育（家庭支援推進 事業）施設において所内研修を 実施 ・出井保育所「安心で安全な保 育生活を目指して」 ・網戸保育所「保育の意味を伝 えるために」 ・間々田北保育所「安心安全な 保育を目指して」 ・城北保育所「子どもの主体性 を活かす保育の学びと保護者支 援」 | A | 所内研修に おいて人権 に関して考 える機会を高 めた | 【確認】 令和3年度にリー モート等の研修を 検討するというこ とでしたが、進捗 状況を説明してく ださい。 また、所内研修に ついては、4保育 所の実施のなか ででしょうか。他、 保育所では人権に 関する研修は行っ ていないのでし ょうか。 | ○令和4年度の人権研修はリモートではなく予定通り3回の研修を開催いたしました。所内研修については、他の5か所の保育所においても行っていきます。 ・やはた保育所「子ども主体の保育への環境改善をしよう」 ・養保所「子ども主体の様々な特性から考える安全な保育環境」 ・網戸保育所「子どもが主体的に関われる環境作り」 ・もみじ保育所「絵本との出会いから生まれる子どもの育ち」 ・中久喜保育所「子どものやりたいをつなぐ保育環境」 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）において保育所の社会的責任として、「子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなくてはならない」と示されています。各保育所においても保育士指針に基づいてテーマを決めて研修を行うようにしています。 | |
| | | | | | ●人権擁護に関する研修会 | | 継続 | 25 | ○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施 | 年3回 | 年3回 | | | | | | |
| 3 | 2 | ① | イ. 「心の教育」の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ●異年齢児交流事業 | 子ども課 | 継続 | 27 | 民間保育園 24か所 認定子ども園 16か所 公立保育所 9か所 で実施 | 年1~2回 | 年1~2回 | | | | | | |
| | | | | | ●世代間交流事業 | 子ども課 | 継続 | 27 | 民間保育園 24か所 認定子ども園 16か所 公立保育所 9か所 で実施 | 年1~2回 | 年1~2回 | 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 | C | 新型コロナウ イルス拡大防 止に配慮した | 【他】 次年度に期待しま す。 | ○新型コロナウイルスや他の感染症の流行状況をみながら、人と触れ合いながら心の教育を行う異年齢児交流事業・世代間交流事業・認定子ども園・保育所交流会の再開を検討していきます。 | |
| | | | | | ●認定子ども園・保育所交流会 | | 継続 | 27 | 近隣にある認定子ども園と保育所との交流 | 年1~2回 | 年1~2回 | | | | | | |
| 3 | 2 | ① | イ | 19 | ○社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者・障がい者との交流活動、文化・スポーツ活動等を通じた「心の教育」の推進 | | 継続 | 28 | ○各中学校区での「次代を担う子ども像」具現化のための取組 ○各中学校区での人権教育研修 ○各中学校区での小・小／小・中学校の交流 | — | — | ○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各中学校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。 | | | | | |
| | | | | | ●信頼ある学級づくり | 学校教育課 | 継続 | 28 | ○道徳教育の要である道徳科の授業の充実 ○人権に配慮した雰囲気・言語環境づくり | — | — | ○特別活動や道徳などでコミュニケーションの仕方や言葉遣いを扱った授業を実施した。また、教職員の人権感覚を磨くため、研修等を実施し、一人一人が大切にされる学級経営に努めた。 | B | 一人一人のよさを認め合 い合うなどして人権に 配慮された雰囲気づくりに努めた。 | 【確認】 総合的な学習時間 は、各学校それぞれ違 うのかを説明してくだ さい。 | ○「総合的な学習の時間」の内容は、各学校の経営方針や学校区がもつ地域性などに応じて異なっています。その中で地域人材を活用したり、児童生徒が学校周辺地域に出て体験活動を行ったりしています。 | |
| | | | | | ●特別活動、総合的な学習の時間等での異年齢児・世代間交流活動の実施 | | 継続 | 28 | ○体験活動の実施 ・職場体験、勤労体験、ボランティア活動、自然体験活動、異年齢・世代間交流活動、高齢者・障がい者との交流活動、文化・スポーツ活動 | — | — | ○地域人材やゲストティーチャー等による講話を実施した。 ○職場体験学習、町探検等の行事を実施し、異年齢集団との交流を行った。 ○パラリンピック選手との交流や、障害者スポーツ体験活動を実施した。 | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|----------------------------------|---------------------------|-------|-------|-------------|---|-------------|-------------|--|---------|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| 3 | 2 | ② | | 20 | ○子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化 | ●人間関係を育む保育の実施 ●保護者への啓発 | こども課 | 継続 | 33 | ○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り | — | — | ○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境づくりに配慮した。 | A | | 各保育施設に、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境づくりに配慮した | |
| | | | | | ○子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化 | ●いじめゼロ子どもサミットを受けた取組 | 学校教育課 | 継続 | 29 | ○5月6日(金) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ・学校教育課指導主事との打合せ ○5月17日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマに沿ったグループ協議と発表 ・活動内容で得たことを、各校でのいじめ防止に生かす | 年2回 | 年2回 | ○いじめゼロ子どもサミット (R4.5.17) 令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、参加者を限定し、規模を縮小してサミットを開催した。 ・令和4年度テーマ「いじめゼロに向けてわたしができること～いじめにつながるネット利用から考えよう～」 ・活動内容「ネットいじめ」の事例をもとに、「いじめの原因」や「インターネット利用時の注意点」等について考え、児童生徒が主体的に話し合う。そして、行動宣言を作成し、それを各学校で共有し、いじめゼロの取組に生かせるようにする。 ・実施後サミットで協議した内容を市内各校で共有し、各校のいじめゼロの取組に生かせるようにした。 | B | ●子ども一人一人が、主体的かつ自由な話し合いを通して、いじめについて自分自身の問題として真剣に考え、子どもたち自らいじめをなくす気運を高め、よりよい学校づくりをめざすことができるようテーマの設定やサミットの運営方法に配慮した。 | 【他】参加しましたが、市民にあまり知られておらず残念に思います。 | |
| | | | | | ○学級活動におけるよりよい人間関係づくり | ●学校行事における一人一役 | 学校教育課 | 継続 | 29 | ○hyper-QU・Q-Uの実施 ・結果をもとに、児童生徒一人一人の状況を把握し、好ましい人間関係づくりに向けた個別の支援を実施 | 年2回 | 年2回 | ○hyper-QU・Q-Uの結果をもとに、児童生徒一人一人の状況を把握し、好ましい人間関係づくりに向けた個別の支援を実施する。 | B | ●児童生徒の発達段階や個性に応じて役割を任せ、責任を果たすことで「自己有用感」がもてるように配慮した。 | 【確認】令和3年度、魅力ある学校づくりの取組みとして、「居場所づくり・絆づくり」の取組みを通して、新たな不登校を抑制すると回答いただきましたが、過去5年～現在の不登校件数がどのようになっているのか説明してください。 | ○平成29年度から令和3年度までの5年間で、市内小学校の不登校児童数は、およそ2倍に増加しております。児童1000人あたりの不登校児童の割合は、国や県と同程度です。同様に、市内中学校の不登校生徒数は、およそ2倍に増加しております。生徒1000人あたりの不登校生徒の割合は、国や県よりも高くなっています。また、令和4年度の市内小中学校における不登校児童生徒数は過去最多、その割合も過去最高となっています。 |
| | | | | | ○子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化 | ●いじめに関するアンケート調査 | 学校教育課 | 継続 | 29 | ○アンケートの実施による早期発見・早期対応 ・各学校の実情に応じ、アンケートを実施 ・教育相談や個人面談の実施 | 最低年3回 | 最低年3回 | ○全ての学校で年3回以上実施した。 ○各学校では最低でも学期毎に1回、多い学校では毎月1回の「いじめアンケート」を実施した。また、計画的な教育相談や不定期の個人面談などをおした児童生徒の状況把握に努め、いじめの早期発見・早期対応につなげた。 | B | ●アンケート結果を受け、必要に応じて個別の面談を実施するなど、児童生徒に寄り添った対応をするよう徹底した。 | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 第3次事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|---|-------|-----|-------|--|------------------|----------|---|-----------|-----------------------------------|---|--|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | |
| 3 | 2 | ② | 20 | | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」の作成・配布 ●子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化 | 生涯学習課 | 継続 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ○学期毎に作成・配布 具体的内容は未定だが、子どもの自尊感情、自己肯定感に関わる内容を中心に取り上げる予定。 | 年3回 | 年3回 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」の作成・配布 学期毎に保護者向けの人権啓発紙を作成し、市内小・中学校、義務教育学校の保護者に配布した。 | A | 子どもの自己肯定感、自尊感情を高めるような取組について取り上げた。 | 【確認】 いじめ等防止市民会議の成果を説明してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ○H25の大人宣言の意義を認めつつも、「よい子」という枠にはめずぎていないか、数が多いので多すぎたのか、現在の子どもたちの置かれている状況や社会の変化等を踏まえて見直した方がよいなど、様々な視点から意見が出され、新「大人宣言」として集約することができました。人権啓発リーフレットに掲載し、12月に市内全戸に配布するともに人権講演会など様々な場面で取り上げ、市民への周知を図っています。 | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●小山市いじめ等防止市民会議の開催 | | 継続 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1回会議 6月21日(木) ○第2回会議 9月26日(月) 10年目に当たり、1年目に作成した「おやまのよい子を育てる大人宣言」について見直しを行う予定。 | 年2回 | 年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ○小山市いじめ等防止市民会議の開催 平成25年に策定した「おやまのよい子を育てる大人宣言」について、現在の状況等を踏まえ見直しを行い、「おやまっ子をみんなで育てよう！大人宣言」として改定版を作成し、周知を図った。 | | | | | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●いじめゼロ子どもサミットに向けた取組 | | 継続 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ○実行委員会 5月6日(金) 中学生・義務教育学校代表生徒が参加 ○いじめゼロ子どもサミット 5月17日(火) 全小中学校・義務教育学校代表児童生徒が参加 テーマ「いじめゼロに向けて 私たちができること～いじめに繋がるネット利用から考えよう」 | いじめゼロスローガンづくりに変更 | 年1回 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめゼロ子どもサミット「ネットいじめ」を事例にいじめ防止のためにできること、すべきことについて中学校ブロックごとに協議、全体での共有を行った。成果を各校に持ち帰り実践につなげるよう働きかけた。 | | | | | |
| 3 | 2 | ② | 21 | | <ul style="list-style-type: none"> ●相談員研修会の実施 | 学校教育課 | 継続 | 31 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談員研修会 ・個々の相談員のスキルアップ ・事例研究 ・情報交換 | 年2回 | 年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談員研修会の実施 4月6日と7月25日に研修会を実施した。7月25日の研修会では、「学校における組織的対応」と題し、学校教育課児童生徒指導係長の講話を通じた研修を実施した。また、中学校区ごとの相談員同士の話し合い、同一校種の相談員同士の話し合いを行った。各学校における相談事例や、各学校における教育相談の取組・相談員の活用状況等に関する情報交換を通じて、各学校における相談員としての役割について確認した。 | B | 事例検討・情報交換・情報共有等をする際の守秘義務の徹底 | 【確認】 ヤングケアラーの問題の取り組み状況、相談件数を説明してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーに関する相談は、中学校で1件、対応の実績がありました。校内に必要な教職員と情報共有し、SSWとも連携して対応しました。 | |
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携 | | 継続 | 31 | <ul style="list-style-type: none"> ○青少年相談室、不登校適応指導教室、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と不登校適応指導教室との情報交換会 年3回 ・教育委員会と不登校適応指導教室との打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時 | 事業計画通り | 事業計画通り | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携 ・市青少年相談室と不登校適応指導教室による年3回(6/6,11/28,3/6)の情報交換会 内容：それぞれ関わっている児童生徒に関する情報交換 参加者：青少年相談室相談員6名、適応指導教室担当教諭1名、市教委2名 ・市教育委員会と不登校適応指導教室との毎月1回の打合せ 内容：適応指導教室に関する情報交換 参加者：適応指導教室5名、市教委1名 ・市いじめ問題対策連絡協議会や、ケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 内容：小山市内児童生徒に関する報告・情報交換・意見交換 | | | 【他】スクールサポーターの方が各学校をまわって下さっているが、サポーターの方によつての違いが大きいと感じます。 | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 事業項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | |
|-------|-------|-------|-------------------|------|--|----------|-----|-------|--|------------|----------|---|-----------|---|--|--|----------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | 人権に配慮した点 |
| 3 | 2 | ③ | ③児童虐待防止対策の充実 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | ③ | ア. 児童虐待防止のための体制整備 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | ③ | ア | 22 | 〇体罰の根絶に向けた職員に対する研修や啓発の推進 | 学校教育課 | 継続 | 32 | 〇7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施 | — | — | 〇7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施した。 | B | 実態調査を受けて自他を尊重した教育を再確認した。 | 【確認】 自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの内容を説明してください。 | 〇全教職員が行ったコンプライアンス・チェックシートを集計すると、学校の実態が項目ごとに把握できます。それを受け、コンプライアンス意識が低い項目については、アクションシートを作成し改善していきます。具体的には「体罰や暴言について職員同士が注意し合える雰囲気がある」に課題があった学校は「管理職が体罰は決して許されるものではないことと互いの言動を適宜チェックすることを繰り返して指示する」や「学年内の狭い人間関係にならないように校務分掌等の編成で意図的に多くの職員と関わりを持たせるようにして、より多くの職員と話しやすい環境をつくることで指摘しやすい環境を整える」等の対応策を講じてあります。 | |
| | | | | | | | 継続 | 32 | 〇人権に関する講話やワークショップなどの実施 | — | — | 〇分散型、オンライン研修を含む分岐型で実施など、各学区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。 | | | | | |
| | | | | | | | 継続 | 32 | 〇子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)の実施と結果の周知 | 年1回 | 年1回 | 〇教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行 子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)を実施し、結果を周知した。 | | | | | |
| | | | | | | | 継続 | 32 | 〇年2回の服務規律強化旬間のほか、定期的なチェックの実施 | — | 事業計画通り | 〇服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回：7月と12月 〇コンプライアンス意識の実態把握調査 〇自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成と周知 〇校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼 | | | | | |
| 3 | 2 | ③ | ア | 23 | 〇迅速・的確に児童虐待に対応するための相談体制の充実 〇小山市要保護児童等対策地域協議会の円滑な運営と連携強化 | 子育て家庭支援課 | 継続 | 34 | 〇虐待対応専門員兼家庭相談員3名、子ども家庭支援員兼家庭相談員2名により児童相談業務を対応する。 | 拠点数 1か所 | — | 〇正職員5名(事務職3名・保健師2名)、虐待対応専門員兼家庭相談員3名、子ども家庭支援員兼家庭相談員2名により児童相談業務を対応。相談受理件数348件、内、児童虐待受理件数246件。 | A | 相談については基本的に全数受理とし、匿名での通告については通告元が明かされないように配慮した。 | | | |
| | | | | | | | 継続 | 35 | 〇協議会関係機関と個別ケース会議を随時開催して、情報共有・連携を図り対応する。 | 年35回 | 年35回 | | | | | | |
| | | | | | | | 継続 | 34 | 〇会議等に参加し、出前講座等を実施する。 | 年1回 | 年1回 | | | | | | |
| | | | | | | | 継続 | 36 | 〇家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に勤める。 | 年4回 | 年4回 | | | | | | |
| | | | | | | | 継続 | 36 | 〇子育て家庭支援課や健康増進課等、関係機関との連携 | — | — | | | | | | 〇関係機関等の連携を密に相談・通報等迅速に対応した。 |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|---|---|----------|-------|-------------|--|-------------------|-------------------|--|---|---|--|--|
| | | | | | | | | | | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | | | | | |
| 3 | 2 | ③ | イ | 24 | ○児童相談所等の関係機関・団体との連携による支援体制の強化 ○家庭的な環境で過ごせる居場所づくり | ●要保護児童等対策地域協議代表者会議、実務者会議の開催 ●支援児童生活応援事業 | 子育て家庭支援課 | 継続 | 38 | ○要保護児童等対策地域協議代表者会議を年2回開催する ○要保護児童等対策地域協議代表者会議を年4回開催する | 年2回 年4回 計6回 | 年2回 年4回 計6回 | ○代表者会議では、システム全体に関する等、年間活動方針に関する等と協議し、児童虐待防止推進月間における取組の報告を積極的に実施。また、実務者会議では委員が実態把握しやすいように資料を工夫し、また、各関係機関に啓発について協力を仰いだ。 | A | 会議の進め方や内容等について年度末にアンケートを実施し、よりよい会議の運営に努めるよう工夫した。 | 【確認】 要保護児童数を説明してください。 また、子どもの居場所2か所の利用人数と委託費を説明してください。 | ○令和4年度の要保護児童数は、246名です。また、子どもの居場所の定員は各15名、利用人数は各14名、利用件数はシリウス1065名、おひさま769名、計1,834名でした。委託料は1施設につき、941万6千円となります。 |
| 3 | 2 | ④ | イ | 25 | ○地域における子育て支援体制の充実 ○子どもたちが健やかに成長できる環境の整備 | ●子育て支援総合センターの充実 ●ほほえみ相談事業の実施 ●常設の子育てひろば、出張ひろばの実施 ●ファミリー・サポート・センター事業の実施 | 子育て家庭支援課 | 継続 | 40 | ○子育て支援事業の充実を図る総合拠点を設置ほほえみ相談事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施する。 | 年末年始を除き常設 | 年末年始を除き常設 | ○ほほえみ相談事業の実施 利用実績（延べ件数）…来所相談2,102組、電話相談 384件 ○子育てひろば事業（すまいる・にっこりちゃん）の委託による実施…利用実績 すまいる延べ6,749人（親子人数）、にっこりちゃん 延べ2,183人（親子人数） ○一時預かり事業の委託による実施…延べ225人（児童数） ○ファミリーサポートセンター事業の委託による実施…依頼会員 735名 提供会員 151名 両方会員 108名 利用件数 1,548件 | A | 休日でも利用できる相談窓口や子どもの迎え、預かりのサポートを行うことで、子どもの人権を守る視点（児童虐待の未然防止）から、養育者の不安や負担の軽減ができるよう努めた。 | | |
| 3 | 2 | ④ | イ | 25 | ○地域における子育て支援体制の充実 ○子どもたちが健やかに成長できる環境の整備 | ●一時預かり事業 ●地域子育て支援センター | こども課 | 継続 | 39 | ○未就園児を持つ保護者が安心して預けられる体制の充実 | — | — | ○公・私立保育所及び認定こども園34施設で実施しており、実施する施設は国で定める基準を満たした体制で事業実施している。 | A | 利用にはオリエンテーションの実施が必須であり、児童一人ひとりの状況を確認した後にサービスを提供している。 | 【確認】 「こども家庭庁」が設置されたことで、地方自治体との連携や所管事務の移管などがあれば説明してください。 | ○現状では変更等はありません。 |
| 3 | 2 | ④ | イ | 25 | ○地域における子育て支援体制の充実 ○子どもたちが健やかに成長できる環境の整備 | ●ファミリー・サポート・センター事業の実施 | こども課 | 継続 | 39 | ○支援センターにおいて保健師栄養士の相談の機会を設け、子育て支援の充実を図る。 | 週5日開設 | 週5日開設 | | A | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|---|--|----------|-------|---|---|------------------------|--|---|--|--|---|--|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A順調 | B概ね順調 | C一部未実施あり | | | |
| 3 | 2 | ⑤ | | | 子どもの貧困対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | ⑤ | 26 | | ○子どもの貧困への支援体制の整備・充実 | ★「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」に基づく事業の実施 | 子育て家庭支援課 | 継続 | 41 | ○「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」に基づく事業の実施 | ★計画の実施により目標値を達成した事業数10 | R5年度調査 | | ○子どもの貧困・虐待防止対策本部及びプロジェクト合同会議では、計画に基づく施策の進捗状況を報告した。またプロジェクト会議では、事業の進捗状況や達成度の判断のため、報告様式の見直しや、事業等の整理について協議を行った。 | B | 保護者、子どもそれぞれの状況や人権に配慮し、計画に基づく施策の実施に努めた。 | | | |
| | | | | | | ●子どもの貧困・虐待防止対策本部会議及びプロジェクト合同会議の開催 | | 継続 | 41 | ○子どもの貧困・虐待防止対策本部会議及びプロジェクト合同会議の開催 | — | — | | | | | | | |
| | | | | | | ●学校との連携による子どもへの支援・スクール・ソーシャル・ワーカーによる学校訪問・家庭訪問・家庭相談 | 学校教育課 | 新規 | 新規 | ○学校からの依頼による学校訪問、情報共有 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援 ・不登校、ひきこもり ・経済的困窮 ・障がい、虐待 ・育児、子育て、しつけ ・非行 ・いじめ | — | 随時 | ○学校からの依頼による学校訪問、家庭訪問を行い、学校との情報共有や情報提供を行うことで、学校と家庭の関係作りを行った。 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援を行うことで子ども自身の支援体制を構築した。 | B | 各家庭の環境に配慮し支援を行った。 | 【確認】ソーシャルワーカーの人数と相談件数を説明してください。 【確認】ヤングケアラーへの支援もされていますか。 【確認】具体的に貧困家庭にはどのような支援を行っていたのでしょうか。 | OSSWの人数は4名、対応件数は2225件でした。ヤングケアラーへの対応、支援も実施しました。問題の解決のためには、保護者の負担軽減が不可欠です。またヤングケアラーの対応を説明してください。またヤングケアラーの支援もされています。そのため、SSWは、時間を掛けて丁寧に、支援対象者との信頼関係づくりに努めております。貧困家庭への支援については、①福祉サービスの案内（各種支援金の紹介及び申請補助等）、②子育て家庭支援課等関係他課との連携による支援（一人親支援、法律相談の案内等）、③寄付いただいた食糧や文房具等を支援家庭に届けたり、無料学習会の案内をしたりといった支援対象家庭の児童生徒への直接的な支援等を実施しました。 | | |
| 3 | 3 | ① | | | 高齢者の人権 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 3 | ① | | | ① 高齢者の人権の尊重 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 3 | ① | 27 | | ○高齢者の人権に関する啓発活動の推進 ○高齢者を豊かな能力を持つ人材として捉えるような市民意識の向上 ○充実した生活を送るエイジレス・ライフの推進 | ●充実した生活を送るための各種事業の周知 | 高齢生きがい課 | 継続 | 42 | ○広報おやま、ホームページ、おーラジを利用した広報、いきいき安心ガイドブックの発行、出前講座の実施等で、各種事業や介護保険制度の利用等について周知。 | — | — | ○在宅福祉サービス、高齢者一般福祉サービス 広報おやま7月号・ホームページの記事掲載。在宅福祉サービスのまちづくり出前講座を1回実施。 | A | 今年度も新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しながら各種事業を実施。思桜会(小山市老人クラブ連合会)の主催事業はコロナの影響で上半期は中止したが、下半期は感染対策を取りながら実施した。広報誌いきいきだより(年2回発行)やおーラジ出演などで、思桜会・老人クラブの周知や、地域に根ざした老人クラブ活動の魅力発信に努めた。 | 【確認】老人クラブ連合会の組織と団体数を説明してください。 | ○小山市老人クラブ連合会は、令和5年6月1日時点で103の単位クラブ、10地区の連絡協議会で組織しています。連合会はクラブ相互の連絡調整を図り、その発展を期し、市内高齢者の福祉に資することを目的として、高齢者の福祉増進に関すること、地区連絡協議会との連絡調整、高齢者福祉機関及び関係団体との連絡調整等を行います。具体的な事業内容としては、輪投げ大会、ベタンク・グラウンドゴルフ大会、思桜会大会やスポーツ大会を催しています。 | | |
| | | | | | | ●シルバー人材センターの周知 | 継続 | 42 | ○シルバー人材センター事業の広報・啓発広報おやま発行にあわせ、年2回のチラシ(シルバーだより)を全世帯配布や入会説明会実施(ともにシルバー人材センターで実施) チラシ・ポスターを高年齢生きがい課窓口を設置。 | — | — | ○シルバー人材センター 広報・チラシ・ポスターを課窓口を設置。 | | | | | | | |
| | | | | | | ●シルバー大専校への案内 | 継続 | 42 | ○シルバー大専校入学案内等を高年齢生きがい課や各出張所等に設置、配布。高年齢生きがい課で申込受付。 | — | — | ○シルバー大専校同窓会支部同窓会支部事業の実施協力(5月市長講話会、その他)、シルバー大入学案内の窓口設置や願書の受領。 | | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|------------------|---------------------------------------|-------|-------|-------------|--|---|--------------------------------|---|---|----------------------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | |
| 3 | 3 | ① | 28 | | ●思桜会（老人クラブ）活動の推進 | | | 継続 | 42 | ○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。その他、友愛サロン・シニアウォーキング事業実施クラブや、各地区老人クラブ連絡協議会等に助成金を交付。思桜会主催各種事業の実施。自治会長あて通知で新規クラブ設置や加入促進協力を依頼。広報誌「いきいきだより」年2回発行など。 | — | — | ○思桜会（老人クラブ） ・会員加入促進についての広報・啓発及び、各種事業の実施 ・思桜会広報紙「いきいきだより」年2回発行、単位老人クラブ紹介記事も「いきいきだより」に掲載、オーラジ出演 ・コロナの影響で上半期の主催事業は中止したが、下半期は実施。9月思桜会大会表彰式、11月女性部練習事業（シルバー大08によるキター演奏他）、12月思桜会作品展（文化センター。金賞作品を市役所1階ロビーに展示）、1月若手部事業ボウリング大会の実施など | 県老人クラブ連合会、シルバー人材センター、シルバー大同窓会小山支部などの関係機関とも連携をとり、シニアの社会参加の機会の増進に努めた。 | | | |
| | | | | | | | | | | ★生き生き好齢者育成支援推進事業 ↓ ●シニアの社会参加に関する相談と情報提供 | ○シニア世代の社会参加活動促進に関する広報・啓発 生き生き好齢者応援サイトの運営や、高齢生きがい課に相談窓口の設置など | ★サイト閲覧件数 R4で事業終了のため、設定を削除する | ○生き生き好齢者育成支援推進事業広報おやまでシニアの社会参加に関する窓口の周知。利用者が少ないこと（R4年度相談・5件）や、令和3年11月から県の「ぶらっと（とちぎ生連現役シニア応援センター）」と協定を締結、各市町老人クラブ連合会事務局に案内窓口を設置したことなどから、令和4年度末で事業廃止。なお、シニアの社会参加に関する相談、情報提供は次年度以降も実施。 | | | | |
| 3 | 3 | ① | 28 | | ●道徳教育の充実 | ○学校教育における高齢者との世代間交流等を通じた高齢者についての理解の促進 | 学校教育課 | 継続 | 43 | ○道徳科における指導の充実「父母・祖父母への尊敬」に関する内容を扱った授業で、尊敬や感謝の気持ち、高齢者に対する思いやりやいたわりの気持ちを育む。 ○「心を育てる学校教育の日」の実施 | — | — | ○道徳科の授業を中心に、全ての教育活動において、尊敬や感謝の気持ち、高齢者への思いやりやいたわりの気持ちを育ててきた。 | C | 一人一人の考えを尊重する態度を育てている | | |
| | | | | | | | | | | ●高齢者との交流活動 | ○学校行事（運動会や文化祭等）における高齢者との交流 ○総合的な学習の時間（昔の知恵や遊びの教授、公民館でのボランティア活動や交流活動、老人ホームを訪問してのふれあい活動等）における高齢者との交流 | — | — | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|-----------|--|---------|--------------------------|-----|-------|--|-------------------------|-------------------------|--|-----------|--|---|---|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| 3 | 3 | ① | 29 | ○後期高齢者医療制度の周知及び理解の促進 | 国保年金課 | ●パンフレットの作成・配布 | 継続 | 44 | ○後期高齢者医療制度に関する説明用パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「後期高齢者医療制度のご案内」 「後期高齢者医療制度のご案内」 「基準収入額適用申請のご案内」 | 年1回 | 年1回 | ○パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 A3版 31,000部 「後期高齢者医療制度のご案内」 小冊子 22,200部 「基準収入額適用申請のご案内」 A3版⇒制度変更により作成せず | B | 栃木県後期高齢者医療広域連合で作成された小冊子等、イラストや文章の表現において、年齢や性別に偏りがないうように配慮されているものを活用している。 後期高齢者における自己負担割合の変更等について、理解が得られるよう周知を行った。 | 【確認】 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について説明してください | ○高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施することで、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、小山市では令和3年度より栃木県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、国保年金課、健康増進課、高齢生きがい課が連携し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおります。「高齢者への個別支援」として、糖尿病性腎症重症化予防、重複投薬への相談・指導、健康状態不明者対策を、「通いの場」の積極的な関与としてフレイル予防教室、フレイルチェック及び健康相談を実施しております。 | |
| | | | | | | ●行政テレビ及びおーラジオでの制度のお知らせ放送 | 継続 | 44 | ○行政テレビによる周知(7月・9月)「後期高齢者医療制度・保険料について」 ○おーラジオによる周知(3月)「後期高齢者医療制度・人間ドックについて」 | 年2回 | 年6回 | ○行政テレビ放送 「後期高齢者医療制度のお知らせ」(7月1日～7月10日) 「被保険者証の2回目送付」(9月1日～9月10日) ○おーラジオ放送 「後期高齢者医療制度について」(8月18日) 「被保険者証の2回目送付」(9月22日) 「健康診断について」(3月7日) 「人間ドック等検診助成について」(2月20日～3月10日) | | | | | |
| | | | | | | ●広報及びホームページでの周知 | 継続 | 44 | ○小山市広報による周知(7月・9月)「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「後期高齢者医療制度負担割合の変更について」 | 年1回 | 年2回 | ○小山市広報(7・9月号)及びホームページへの掲載 「後期高齢者医療被保険者証の更新」 「後期高齢者の医療費自己負担割合が変わります」 | | | | | |
| | | | | | | ●健康診査・歯科健診・人間ドック等の受診啓発 | 継続 | 44 | ○健診受診券、歯科検診受診券の発送(4月・8月) 人間ドック・脳ドックの助成申請受付 健診受診者は定期預金金利を上乘せる「健康サポート定期」の実施による受診啓発 | 健康診査受診券発送年2回 | 健康診査受診券発送年1回 | ○健康診査・歯科健診・人間ドックの受診啓発 「健康のしおり」全戸配布 健康サポート定期の実施 1)健康診査受診者数 5,996人 2)歯科健診受診者数 180人 3)人間ドック等費用助成者数 338人 | | | | | |
| 3 | 3 | ② | 高齢者の尊厳の確保 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 3 | ② | 30 | ○地域の中核的機関である「地域包括支援センター」の機能強化 ○包括的かつ継続的なサービス体制の構築 | 高齢生きがい課 | ●高齢者サポートセンターの設置 | 継続 | 45 | ○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように必要な支援を行う。 | 6か所 | 6か所 | | | | A | 市内6か所(小山総合・小山・大谷・間々田・美田・桑絹)にある高齢者サポートセンターで、高齢者に関する医療・福祉・生活全般に渡る幅広い相談を受け必要サービスや機関を紹介すること | |
| | | | | | | ●地域ケア会議の開催 | 継続 | 45 | ○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら高齢者個人に対する支援の検討を行う会議「個別ケア会議」や、圏域・市レベルの「地域ケア会議」を開催する。 | 地域ケア会議：1回 個別ケア会議：11回 | 地域ケア会議：8回 個別ケア会議：24回 | ○個別課題を抽出し、必要な支援を実施 1)総合相談件数 延12,247件 2)権利擁護に関する相談件数 延1,005件 3)健康づくり・介護予防に関する相談件数 延534件 | | | | | |
| | | | | | | ●自立支援検討会議の開催 | 継続 | 45 | ○個別ケースの事例を通して、高齢者の自立に向けて支援と生活の質の向上を目指すための会議を開催。 | 年3回 | 年10回 | ○地域ケア会議 1)個別ケア会議 24回 2)圏域での地域ケア会議 8回 | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|-----|--|-----|-------|-------------|---|------------------------|-------------|----------------------------|--|--------------------------------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ●自治会による高齢者の見守り・支え合い ★高齢者の見守り・支え合いに取り組んでいる自治会数 | | 継続 | 45 | ○地域の日常的な支え合い体制づくりを推進するため、地域における見守り・支え合い活動を実施する自治会に対し、小山市見守り・支え合い推進補助金を交付する。 | 76自治会 (R2 29.2%) | 33自治会 | ○自治会による見守り支え合い 33自治会で実施 | | で、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援を行うことができた。 | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|--|--|------------------------------|---------|-------|---|--|----------------------------|---|---|----------|----------|------------------|--|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| 3 | 3 | ② | 31 | | ○「高齢者虐待防止ネットワーク」の設置 ○高齢者の尊厳の保持及び安心した生活の確保 ○成年後見制度の利用促進 | ●小山市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会での情報共有 | 高齢生きがい課 | 継続 | 46 | ○運営委員会にて、虐待に関する現状等の情報共有及び予防の取り組みについて検討する ・運営委員会開催予定：2回（8月、2月） | — | 運営委員会開催：2回（10月、3月） | ○虐待に関する現状等の情報共有及び予防の取り組みについて検討した。 ・運営委員会開催：2回（10月、3月） | B | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | ○会議の内容は、①小山市における高齢者虐待の現状、②防止対策の取組みについて、③事例検討等になります。また、R4年度虐待件数は、①通報42件、②うち虐待は19件でした。 |
| | | | | | | ●認知症サポーター養成講座 | | 継続 | 46 | ○認知症サポーター養成講座（初級版・上級版）の開催 ・5月・1月初級版、 ・6月・2月上級版の開催 ・おやままちづくり出前講座などの依頼に随時対応 | 1,556人（初級版+上級版） | 1,647人（初級1,624人+上級23人） | ○5月・1月初級版、6月・2月上級版を開催 ○おやままちづくり出前講座などの依頼に随時対応した。 | | | | |
| | | | | | | ●認知症相談 | | 継続 | 46 | ○認知症地域支援推進員による認知症相談の実施：随時 | 143人 | 109人 | ○認知症地域支援推進員による認知症相談を随時実施した。（窓口、電話等により常時） | | | | |
| | | | | | | ●認知症カフェの開催 | | 継続 | 46 | ○認知症カフェ（オレンジカフェ）の再開 ・コロナ禍により2年間休止していたが6月から再開 ・毎月2回実施（20回予定） | 0回（コロナ禍のため開催不可） | 18回 | ○コロナ禍により2年間休止していたが6月から再開した ○毎月2回実施（8月のみ、県の対策強化宣言を受け一時中止） | | | | |
| 3 | 3 | ② | 31 | ○「高齢者虐待防止ネットワーク」の設置 ○高齢者の尊厳の保持及び安心した生活の確保 ○成年後見制度の利用促進 | ●支援を必要とする高齢者等への総合的相談事業 | 社会福祉協議会 | 継続 | 47 | ○市民からの相談を随時受け、関係機関と連携しながら相談支援を行い、相談者が課題の解決に向けて取り組めるよう支援を行う。 | 延相談件数 1,826件（うちコロナ貸付：1,033件） | 延相談件数 1,121件（うちコロナ貸付：631件） | ○延相談件数：1,121件（うちコロナ貸付：631件）、R3年度と比較すると、R4年度に修了したコロナ貸付やそれ以外の生活困窮に関する相談件数が減少したが、虐待やDVに関する相談件数がR3の7件からR4は54件と増加した。 | B | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 心配ごと相談 1,343(千円) | |
| | | | | | ●成年後見制度利用支援事業 | | 継続 | 47 | ○関係機関と協力しながら成年後見制度に関する相談支援を行い、制度の適切な利用を推進する。 | 成年後見制度に関する新規相談者数 30人 | 成年後見制度に関する新規相談者数 108人 | ○成年後見制度に関する新規相談者数：108人（うち65歳以上70人）と大幅に増加した。制度と相談先が周知され、必要性を検討する市民が増加したことが要因と考えられる。 | | | | | |
| | | | | | ★法人後見事業 | | 継続 | 47 | ○社会福祉協議会が成年後見人等として、判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を擁護する法人後見事業を広げていく。 | 法人後見事業受任件数 4件 | 法人後見事業受任件数 3件 | ○法人後見受任件数：3件 1名死亡により受任件数は減少したが、新規受任に関して調整を行っている。 | | | | | |
| | | | | | ●市民後見推進事業 | | 継続 | 47 | ○成年後見人等として活動できる市民を養成し、その活動を支援する体制を整備する。 | 成年後見推進委員会開催回数 1回（中止1回） | 成年後見推進委員会開催回数 2回 | ○成年後見推進委員会開催回数：2回 法律や福祉・医療の専門職団体や学識経験者、地域住民、行政、社協のほか、家庭裁判所や県、県社協が関与する委員会を開催し、権利擁護支援に関する体制整備について検討した。 | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|-----------------------|------|-----|-------|---|-------------|-------------|---|-----------|--|--------------|-----------------------------------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ●日常生活自立支援事業（あすてらすおやま） | | 継続 | 47 | ○判断能力に不安がある認知症高齢者等に対し、適切な福祉サービスの利用を支援するとともに、日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じて、生活基盤の安定を図る。 | 利用者数 99人 | 利用者数 95人 | ○あすてらすおやま利用者数：95人。R4年度の契約件数9件、解約件数13件（うち死亡8件、後見制度への移行2件）積極的に訪問調査を行ったことで一時期発生していた利用待機者は解消し、初回相談から調査まで速やかに行うことができるようになった。 | | | | 日常生活自立支援事業（あすてらすおやま） 8,511（千円） | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|-----------------|---|---------|-----|-------|--|------------------------------------|------------------|---|--|---|--|---|-------|
| | | | | | | | | | | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
| 3 | 3 | ③ | 32 | ○高齢者の社会活動への参加促進 | ●シルバー人材センター事業の広報・啓発 | 高齢生きがい課 | 継続 | 49 | ○シルバー人材センター事業の広報・啓発 広報おやま発行にあわせ、年2回のチラシ(シルバーだより)を全世帯配布や、入会説明会の実施(ともにシルバー人材センターで実施) チラシ・ポスターを高齢生きがい課窓口を設置。センターへの補助金交付等 | — | — | ○シルバー人材センター 会員数(R5.3月末)… 551人 受注件数 … 4,186件 受注額 … 274,195,442円 広報おやま6・11月号にあわせて チラシ(シルバーだより)全世帯 配布、チラシ・ポスターを課窓 口に設置。市からセンターへ補 助金を交付。 | A | 今年度も新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しながら各種事業を実施。思桜会(小山市老人クラブ連合会)の主催事業はコロナの影響で上半期は中止したが、下半期は感染対策を取りながら実施した。広報誌いきいきだより(年2回発行)やおやま出演などで思桜会・老人クラブの周知や、地域に根ざした老人クラブ活動の魅力発信に努めた。新規クラブ結成、会員加入促進のため奨励金を交付した。(大幅に会員数を増やしたクラブもあったが、会員の高齢化や会長のなり手不足で休会・解散したクラブがあり、R3年度比△2クラブとなった)シルバー大同窓会に市が事業協力(市長講話会等)を行うとともに、思桜会女性部事業への協力を依頼する等、連携を図った。 | ○思桜会育成事業では、老人福祉施策の一環として、単位老人クラブの健全育成を図ることを目的とした「小山市老人クラブ補助金」、小山市老人クラブ連合会の健全な発展を図ることを目的とした「小山市老人クラブ連合会補助金」、単位老人クラブの活性化と魅力あるクラブの育成を図ることを目的として新規結成や会員増の祝金である「育成奨励金」の交付を行っております。 | ○老人クラブについては、全国で会員数やクラブ数の減少傾向となっており、クラブの新規結成や時期リーダーの育成が課題となっています。思桜会育成事業としても、健全育成の観点から、単位老人クラブ未結成の自治会について新規クラブの結成、すでに老人クラブが結成されている自治会についてはクラブ会員の増加やクラブ休会防止を課題としています。 | |
| | | | | | ●思桜会(老人クラブ)育成事業 | 高齢生きがい課 | 継続 | 49 | ○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。 | 老人クラブ 結成率 55% | 老人クラブ 結成率 52% | ○思桜会(老人クラブ)育成事業 単位老人クラブ … 105クラブ 会員数 … 3,555人(R4.12月時点) 活動内容 … グラウンドゴルフ、 輪投げ、自治会活動の手伝い、清掃 活動等ボランティア、その他 新規結成奨励祝金(20,000円)1ク ラブ、若手会員奨励金(30,000円) 0クラブ、育成奨励祝金(10,000円、 +5人以上) 6クラブ | A | 【確認】 思桜会(老人クラブ)育成事業の課題について説明してください。 | | | |
| | | | | | ●友愛サロン事業 | 高齢生きがい課 | 継続 | 49 | ○単位老人クラブが、会員以外も参加可能な自由な交流活動を、概ね10名以上で、月2回以上、3年以上継続して実施する場合に助成金を交付。 初年度50千円、 2年目以降0千円。 各地区老人クラブ連絡協議会を通じて申請受付、助成金を交付。 | — | — | ○友愛サロン事業 実施団体… 64サロン 登録者 数… 2,008人 活動回数…各団 体で月2回～ 活動内容…茶話会、輪投げ、 グラウンドゴルフ他 ※感染対策を十分にとって実 施、難しい場合は自粛を要請。 | | | | | |
| | | | | | ●シルバー大 학교 支援事業 | 高齢生きがい課 | 継続 | 49 | ○シルバー大 학교 入学申込案内の配布、申込受付。シルバー大 학교 同窓会小山支部主催の各事業に協力(5月の市長講話や8月の地域活動学習など) | — | — | ○シルバー大 학교 第43期入学者… 110人(南校・内、小山市民34人) 同窓会小山支部会員 … 160人 同窓会支部事業への実施協力、5 月市長講話会、他、思桜会女性部親 善事業でシルバー大08のギター、ア フリカンダンスサークルに出演依頼 | | | | | |
| | | | | | ★生き生き高齢者育成支援推進事業 ↓ ●シニアの社会参加に関する相談と情報提供 | 高齢生きがい課 | 継続 | 49 | ○シニア世代の社会参加活動促進に関する広報・啓発 生き生き高齢者応援サイトの運営や、高齢生きがい課に相談窓口の設置など | ★サイト閲覧件数 R4で事業終了のため、 設定を削除する | | | ○生き生き高齢者育成支援推進 広報おやまで、シニアの社会参加 相談窓口の周知。 利用者が少ないこと(R4年度相 談・5件)や、令和3年11月から県の 「ぶらっと(とちぎ生現役シニア 応援センター)」と協定を締結、各 市町の老人クラブ連合会事務局に案 内窓口を設置したことなどから、令 和4年度未で事業廃止。なお、シ ニアの社会参加に関する相談や情報提 供は次年度以降も実施。 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|---------------------|-------------------|---------|-------|-------------|---|-------------|-------------|--|-----------------------------|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | |
| 3 | 3 | ④ | ④ | 33 | 高齢者に配慮した生活環境の確保 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ○高齢者が安心して暮らすための支援体制 | ●高齢者が住みやすい生活環境の確保 | 高齢生きがい課 | 継続 | 50 | ○居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）をはじめ、市内6カ所の高齢者サポートセンター職員、リハビリテーション専門職等と連携し、高齢者が住みやすい生活環境の確保に関する個別の相談に適切に対応する。 | — | — | ○高齢生きがい課及び高齢者サポートセンター窓口において、高齢者の住まいに関する情報提供や個別に相談支援を行った。 | B | 社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。 | | |
| | | | | | ●在宅福祉サービス | ●在宅福祉サービス | 高齢生きがい課 | 継続 | 52 | ○主に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち、生活の支援を必要としている方を対象に、配食サービス、軽度生活援助、寝具洗濯乾燥消毒サービス、医療機関への移送サービス（タクシー券）、短期入所事業、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器等）などの申請を受付、実施。通年で実施。 | 1,933件 | — | ○在宅福祉サービス 広報おやま7月号・ホームページ、いきいき安心ガイドブックに記事掲載。まちづくり出前講座を1回実施。 ※生活支援サービス・・・軽度生活援助、移送サービス、寝具洗濯乾燥消毒等 ※介護保険法定給付対象外サービス・・・短期入所、日常生活用具給付・貸与 【R4年度利用実績】 軽度生活援助 延べ2,230件、寝具洗濯乾燥消毒 延べ44件、移送サービス（医療機関） 延べ5,838件、移送サービス（いきいきふれあいセンター） 延べ701件、短期入所 0件、日常生活用具給付・貸与延べ 14件 | B | 社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。 | 【確認】サービス利用者の現地調査またはアンケート調査の結果について説明してください。 | ●サービス利用者の現地調査及びアンケート調査（R4実績） ・アンケート調査20件発送14件回収 ※現地調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問実績なし。 R5につきましても、居住環境の改善状況や事業所の対応状況を調査するためサービス利用者宅を訪問調査、サービスに対する満足度等に関するアンケート調査を行う予定です。 |
| | | | | | ●高齢者一般福祉サービス | ●高齢者一般福祉サービス | 高齢生きがい課 | 継続 | 52 | ○緊急通報装置の貸与、白内障特殊眼鏡等購入費助成金、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券、シルバーカー購入費助成金事業の申請受付、実施。通年で実施。 | 1,299件 | — | ○高齢者一般福祉サービス 広報おやま7月号、ホームページ、いきいき安心ガイドブックに記事掲載 ・在宅ひとり暮らし老人等介護手当支給（月1万円または5千円/延2,365件） ・緊急通報装置貸与（固定型・514台、携帯型・23台、鍵預かり駆けつけサービス（オプション）5名（R3、3月現在）） ・はり灸あんま等利用者助成（1回800円×1,348件） ・老人性白内障特殊眼鏡等購入助成（186件） ・シルバーカー購入費助成金（27件） | B | 在宅の高齢者のみ世帯の方が、住み慣れた地域でできるだけ長く生活できるように、各種福祉サービスを実施した。 令和4年度から、緊急通報装置への移送サービスを要介護1～5の方の利用でできるように制度を拡充。また緊急通報装置貸与については、高齢者世帯等に比べ、より利用しやすいように、緊急通報装置がない方に携帯型装置を貸与する「携帯型」や、白内障特殊眼鏡の購入費助成金に限り、金額を調整し、高齢者が購入しやすいように、緊急通報装置が壊れた場合「鍵預かり駆けつけサービス（オプション）」を導入する等、制度の拡充を図った。 | | |
| | | | | | ●介護保険制度利用の相談支援 | ●介護保険制度利用の相談支援 | 高齢生きがい課 | 継続 | 52 | ○窓口において、要介護認定を新規に申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護保険で住宅改修を行う施工業者等に対して、住宅改修及び福祉購入等の各種介護保険サービスについて、パンフレット等を活用し、よりわかりやすく周知・説明し、個別のニーズに適したサービスの導入についての相談に対応する。 | — | — | ○高齢生きがい課の窓口において、介護保険制度を利用した手すりの取付、段差の解消などの住宅改修や腰掛便座、入浴補助用具などの福祉用具購入の各種介護保険サービスについて、新規に要介護認定を申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護保険制度で住宅改修を行う施工業者などにパンフレット等を活用しながらわかりやすく相談支援を行った。 | B | 社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。 | | |
| | | | | | ●住宅改修費の支給 | ●住宅改修費の支給 | 高齢生きがい課 | 継続 | 52 | ○手すり取付や段差解消等の小規模な改修工事に対し、限度額20万円の9割、8割または7割を支給する。 | — | — | ○住宅改修費の支給（372件 39,725千円） ・要介護者（要介護1～5）に対する支給 224件 23,228,108円 ・要支援者（要支援1・2）に対する支給 148件 16,496,572円 | B | 社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。 | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 | |
|-------|-------|--------------------|----|------|-----------------------------|-----------------------------------|---------|-------|-------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---------|--|--|---|--|
| | | | | | | | | | | | | | | A順調 | B概ね順調 | C一部未実施あり | | |
| 3 | 3 | ④ | 33 | | ○高齢者が安心して暮らすための支援体制 | ●福祉用具購入費の支給 | 高齢生さがい課 | 継続 | 52 | ○県指定の特定福祉用具業者から入浴補助用具等を購入した場合、年間10万円までの9割、8割または7割を支給する。 | — | — | ○福祉用具購入費の支給 (397件 12,133千円) ・要介護者（要介護1～5）に対する支給 302件 9,524,112円 ・要支援者（要支援1・2）に対する支給 95件 2,608,939円 | | | | | |
| | | | | | | ●市営住宅募集時の優先住宅の設定 | 建築課 | 継続 | 51 | ○年間8戸を優先住宅として募集 | 年8戸 | 年8戸 | ○年12戸を優先住宅として募集した。 | A | 安全性・利便性を考慮し、平屋又は1階部分の部屋を優先住宅に割り当てた。 | 【確認】年間実績件数が12戸に増えた理由について説明してください。 | ○応募が無かった優先住宅においては、次回に繰り越して募集したため、延べ12戸となりました。 | |
| 3 | 4 | 障がい者の人権 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 4 | ① 共生社会の実現 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 4 | ① | 34 | | ○障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進 | ●福祉まつりの開催 | 福祉課 | 継続 | 53 | ○会場：イオン小山市店（年3回） R4.4.2(土)3(日)、8.20(土)21(日)、10.1(土)2(日) ○会場：道の駅思川（年3回） R4.4.16(土)、5.21(土)、9.10(土) | 年6回 | 年6回 | ○会場：イオン小山市店（年3回） R4.4.2(土)3(日)、8.20(土)21(日)、10.1(土)2(日) ○会場：道の駅思川（年3回） R4.4.16(土)、5.21(土)、9.17(土) ○パン・焼き菓子、おこわ、漬物、油などの食品や、手芸品等授産品の販売 会場：市庁舎1階ロビー 日時：平日 11:00～13:00 | B | コロナ対策を講じた上で開催でき、障がい者の地域活動の促進に寄与することができた。 | | | |
| | | | | | | ●就労支援施設による授産品販売 | | 継続 | 53 | ○パン・焼き菓子、おこわ、漬物、油などの食品や、手芸品等授産品の販売 会場：市庁舎1階ロビー 日時：平日 11:00～13:00 | 毎日 | 毎日 | | | | | | |
| | | | | | | ●小山市障がい者作品展覧会 | | 継続 | 53 | ○日程：R5.2.17(金)～19(日) 会場：道の駅思川評定館 | 年1回 | 年1回 | | | | | | |
| 3 | 4 | ② 自己決定・自己選択の支援 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 4 | ア. 相談支援及び情報提供機能の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 4 | ② | ア | 35 | ○身近な地域での暮らしを支えるための相談支援体制の充実 | ★小山市障がい児者基幹相談支援センターによる専門的な相談支援の実施 | 福祉課 | 継続 | 54 | ○市役所内に設置する小山市障がい児者基幹相談支援センターにおいて、委託法人（市内4法人）から選任された4名の相談専門員による相談支援を行う。 | ★相談延べ人数 2,122件 ・相談実人数 200人 | ★相談延べ人数 2,948件 ・相談実人数 419人 | ○市役所内に設置する小山市障がい児者基幹相談支援センターにおいて、委託法人（市内4法人）から選任された4名の相談専門員による相談支援を実施。 | B | 当該センターの相談業務により、関係機関との連携が図られ、障がい者本人の自己決定や自己選択の支援につながった。 | 【確認】「障がい者の情報格差解消への法律」に対して取り組んでいることがありましたら説明してください。 | ○市のホームページ、福祉課で配布している小山市障がい者福祉ガイド、おーらじ等により、障がい者及びその家族の相談窓口の役割を担っている「障がい児者基幹相談支援センター」の周知を図っております。 | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 第3次事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値(R3) | 実績値(R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|--------------|----------------------------|---------|-------|---------|--|---|---------------------------------------|---|---------|--|--|---|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| 3 | 4 | ② | イ | 36 | 1. 権利擁護の促進 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ●成年後見制度利用支援事業 | 福祉課 | 継続 | 56 | ○本人や親族等による申立てができない場合・後見開始等の市長申立て ○経済的な負担ができない場合 ・後見開始等の申立費用の助成 ・後見人等に対する報酬の助成 | — | — | ○令和4年1月から中核機関として小山市社会福祉協議会に委託。 ○市長申立ての件数は0件、後見人等報酬助成件数は1件。成年後見人に関する相談を多数受けている。 | B | 障がい者が、自ら希望する生活を営むための成年後見制度の利用について周知することができた。 | 【確認】 兄弟は後見人にならないのでしょうか。後見人に対する報酬の助成は1人あたりどの程度でしょうか。 | ○兄弟が成年後見人になるのは可能です。 ○報酬費は報酬付と申立てによる審判により異なりますが、市が助成することができる報酬の額は、2万円/月程度です。 |
| | | | | | | ●法律とこころの相談 | | 継続 | 56 | ○精神保健福祉担当保健師同席で、弁護士による法律相談を行う。 毎月第1木曜日 10:00~12:00 | — | — | ○法律とこころの相談は4回実施し、相談実人数は6名だった。 | | | | |
| | | | | | | ●支援を必要とする障がい者への総合的相談事業 | | 継続 | 57 | ○市民からの相談を随時受け、関係機関と連携しながら相談支援を行い、相談者が課題の解決に向けて取り組めるよう支援を行う。 | 延相談件数 1,826件 (うちコロナ貸付: 1,033件) | 延相談件数 1,121件 (うちコロナ貸付: 631件) | ○延相談件数:1,121件(うちコロナ貸付:631件)、R3年度と比較すると、R4年度に修了したコロナ貸付やそれ以外の生活困難に関する相談件数が減少したが、虐待やDVに関する相談件数がR3の7件からR4は54件と増加した。 | | | | |
| | | | | | | ●日常生活自立支援事業(あすてらすおやま) | 社会福祉協議会 | 継続 | 57 | ○判断能力に不安がある認知症高齢者等に対し、適切な福祉サービスの利用を支援するとともに、日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じ、生活基盤の安定を図る。 | 利用者数 99人 | 利用者数 95人 | ○成年後見制度に関する新規相談者数:108人(うち64歳以上27人)と大幅に増加した。制度と相談先が周知され、必要性を検討する市民が増加したことが要因と考えられる。 ・法人後見受任件数:3件1名死亡により受任件数は減少したが、新規受任に関して調整を行っている。 | B | 虐待等の権利侵害に関する相談については、速やかに通報するとともに、その後の経過についても関係機関と連携しながら対応した。 | 【確認】 「障がいの情報格差解消への法律」に対して取り組んでいることがありましたら説明してください。 | 社協ホームページの表示において、文字の大きさを大中小の3つのサイズから、背景を白と黒の2色から選択できるようにになっています。また、非支援者に視覚に障がいがある場合、通報等の書類の確認の際に、音読をしています。 |
| | | | | | | ★法人後見事業 | | 継続 | 57 | ○社会福祉協議会が成年後見人等として、判断能力が不十分な障がい者等の権利を擁護する法人後見事業を広げていく。 | ★法人後見事業受任件数 4件 | ★法人後見事業受任件数 3件 | ○あすてらすおやま利用者数:95人 R4年度の契約件数9件、解約件数13件(うち死亡8件、後見制度への移行2件) 積極的に訪問調査を行ったことで一時期発生していた利用待機者は解消し、初回相談から調査まで速やかに行うことができるようになった。 | | | | |
| 3 | 4 | ② | ウ | | ウ. 障がい者虐待の防止 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ●障がい者虐待防止の啓発 | 福祉課 | 継続 | 58 | ○窓口への啓発チラシの配置 ○障がい福祉サービス事業所への虐待防止研修の受講勧奨 | — | — | | B | 周知をすることで、障がい福祉サービス提供施設職員の意識向上に寄ることができた。 | 【確認】 相談及び通報等の件数を説明してください。 | ○相談及び通報等の件数は令和3年度は4件、令和4年度は21件です。 |
| | | | | | | ○障がい者虐待防止のための啓発及び相談支援体制の充実 | | 継続 | 58 | ○県及び小山市障がい児者基幹相談支援センターと連携し、障がい者虐待に関する相談・通報の受付、コア会議での緊急性等の判断・必要に応じた安全確保、現地調査を行う。 | — | — | ○虐待防止のリーフレットを窓口を設置した。 ○虐待に関する相談・通報・届出に対し、いつでも対応可能な体制を維持した。 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 | |
|-------|-------|-------|----|------|---------------------------------------|------|-----|-------|------|--|--------------|--------------|---|---------|--------|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | | 人権に配慮した点 |
| 3 | 4 | ③ | 38 | | ○余暇活動の普及や地域活動を通じた交流等、地域の一員として暮らすための支援 | | 福祉課 | | | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | B | | | | |
| | | | | | ●障がい者スポーツ大会への参加 | | | 継続 | 59 | ○主に知的障がいのある方を対象にしたスポーツ大会の実施 | — | — | | | | | | |
| | | | | | ●障がい者作品展示会 | | | 継続 | 53 | ○日程：R5.2.17(金)～19(日) 会場：道の駅思川評定館 | — | — | ○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催見合わせ。 | | | | | |
| | | | | | ●福祉タクシー券の交付 | | | 継続 | 60 | ○対象者 身体障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 | 年 17,494枚 | 年 18,000枚 | ○下記の障がい者に対して、タクシーの初乗り運賃相当額が助成される「福祉タクシー助成券」、「福祉タクシー補助券」を交付した。 ・対象者 身体障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 ・利用実績 助成券19,399枚 補助券30,918枚 令和2年12月のタクシー料金の改定によって自己負担が増加したが、令和4年度より従来のタクシー券とあわせて1回の乗車に2枚まで「福祉タクシー補助券」(1枚あたり100円)が使用できるように制度改正を行った。また、前年度より助成券の利用枚数は増加した。 | B | | 障がいにより外出が困難な方にタクシー券を交付することによって障がい者の社会参加を促進した。 | 【確認】 タクシー券だけでなく、他の乗り物等を検討されているか説明してください。 | ○現在、タクシー券の助成方法の見直しを検討しているところであり、他の乗り物等の検討は行っておりません。 |
| 3 | 4 | ④ | 39 | | ○在宅生活支援の充実 | | | | | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | B | | | | |
| | | | | | ●地域生活支援事業における住宅改修費の助成 | | 福祉課 | 継続 | 61 | ○対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者 | 年7件 | 年7件 | ○下記の障がい者に対して住宅改修の補助を実施した。 ・対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者 ・補助件数 5件 | B | | 重度身体障がい者の住宅環境を整備することで、日常生活が過ごしやすくなっている。 | | |
| | | | | | ●市営住宅募集時の優先住宅の設定 | | 建築課 | 継続 | 51 | ○年間8戸を優先住宅として募集 | 年8戸 | 年8戸 | ○年12戸を優先住宅として募集した。 | A | | 安全性・利便性を考慮し、平屋又は1階部分の部屋を優先住宅に割り当てた。 | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 | |
|-------|-------|-------|----|------|---|---------------------|------------|-------|-------------|--|-------------|-------------|---|---------|--|---|--|----------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | | 人権に配慮した点 |
| 3 | 4 | ⑤ | | | ⑤ 特別支援教育の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 4 | ⑤ | 40 | | ○児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実 ○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築 | ●特別支援教育サポーター配置事業 | 学校教育課 | 継続 | 62 | ○小・中・義務教育学校30校に57名を配置 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習や生活の支援 ○研修会の開催 | — | — | ○小・中・義務教育学校30校に58名を配属した。各学校からは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に特別支援教育サポーターが寄り添うことで、児童生徒が安心して学校生活を送ることができたという成果があがっている。 研修会は、3回（4,7,12月）行った。第1回では、勤務内容や役割について確認した。 第2回は「感覚過敏の理解と対応について」、第3回は「発達障害の理解と対応について」というテーマで行った。 | B | 障がいの有無にかかわらず、児童生徒の学校生活が充実するよう、適切な指導や必要な支援に当たった。 | 【確認】 「障がいの情報格差解消への法律」に対して取り組んでいることがありましたら説明してください。 | ○個に応じた支援方法や合理的配慮の提供として、例えば、見えにくさに応じて、聞くことで内容が理解できる説明や、拡大コピーや拡大文字を用いた資料、触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供を行っております。また、伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する、抽象的な言葉でなく具体的な言葉を使う等の配慮をして、情報提供も行ってまいります。 意思疎通については、絵や写真カード、タブレット端末の活用、質問内容を端的に答えられるように選択肢を与えるなどして、意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりしております。 | |
| 3 | 5 | | | | ●特別支援教育コーディネーター研修会の実施 | | | 継続 | 62 | ○校内の教職員や関係機関との連絡・調整、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者の理解及び指導・支援の充実についての周知 | 年1回 | 年1回 | ○特別支援教育コーディネーターの役割、栃木県における特別支援教育、個別的教育支援計画、教育支援、教育課程、通級指導教室、各種事業について確認した。 | | | | | |
| | | | | | ●特別支援教育のための校内委員会の設置 | | | 継続 | 62 | ○学校全体で支援する体制の整備 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、必要な支援の明確化と共通理解 | — | — | ○校内教育支援委員会や、学校独自で特別支援教育の充実を図るために教育支援特別委員会などを設置した。 | | | | | |
| | | | | | ●個別的教育支援計画の作成 | | | 継続 | 62 | ○個に応じた支援方法や合理的配慮等についての検討 | — | — | ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個に応じた支援方法や合理的配慮を考え作成・活用した。 | | | | | |
| 3 | 5 | | | | 同和問題（部落差別） | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 5 | | | | ① すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 5 | | | | ① ア. 人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 5 | ① | A | 41 | ○市民が同和問題を正しく理解し、自らの課題として取り組むための人権啓発の推進 ○各種広報媒体の活用や講演会等の開催及び企業・団体が実施する研修への支援 | ●同和問題（部落差別）の正しい理解促進 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 63 | ○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」（A4版リーフレット）の配布 配布先：人権運動団体3団体及び会員 600枚作成 ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架 | — | — | ○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」（A4版リーフレット）R4配布なし ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架 | B | 各種研修会・講演会に積極的に参加し、情報収集に努めた。 パンフレットを配架する際には、人権課題で偏りが無いよう配慮した。 人権や性別に偏りが無いように配慮した。また、悩みについての相談窓口を分かりやすく記載した。 | 【確認】 インターネット等のモニタリングは取り組まれているか説明してください。 | ○週1回差別的な書き込み等がないかどうか、モニタリングを実施しています。令和4年度は、新たな差別的書き込みの確認はされませんでした。今後も、同和問題への理解促進に取組み、インターネットのモニタリングについても継続していきます。 | |
| | | | | | ●市ホームページでの啓発 | | | 継続 | 63 | ○人権啓発パンフレットの掲載 | — | — | ○人権啓発パンフレットの掲載 | | | | | |
| | | | | | ●えせ同和行為に関する啓発・相談 | | | 継続 | 67 | ○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架 | — | — | ○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架 | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|------------|--------------|---|-------|---|-------------|--|--|-------------|---|-----------|---|------------------------------------|---|----------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ★同和問題を扱った研修・啓発紙の作成 | 生涯学習課 | 継続 | 64 | ○市職員研修(新任係長級・新採用・初級職員・保育所職員等) ○教職員研修 ○教職員向け人権啓発紙・人権教育総合推進地域事業日より | ★年5回 | ★年6回 | ○特定職業従事者である市職員や教職員研修に同和問題を位置づけて実施した。また、人権啓発リーフレットに「部落差別解消推進法」について掲載した。 | A | | 人権運動団体の役員を講師として招き、実感を伴った研修会とした。 | | | | |
| 3 | 5 | ① | イ. 人権教育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 5 | ① | イ | 42 | ○同和問題を重要な人権問題の一つとして位置づけた教材の開発や学習内容・指導方法の改善、充実 | 学校教育課 | 継続 | 65 | ○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施 | 年1回 | 年1回 | ○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施した。 | A | 教師が日々の教育活動において常に意識し、具体的な場面で生かせるよう、子どもたちの人権を尊重した教師のはたらきかけの事例や、人権に関する意識調査の変化等を掲載した。 | | | | | |
| | | | | ●人権教育主任研修会 | 継続 | 65 | ○人権教育研究員による研究・開発 ・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等 | 年8回 | 年8回 | ○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の編集・発行。 | | | | | | | | | |
| | | | | ●各教科等人権教育研修会 | 継続 | 65 | ○小山市人権教育研修会の実施 ○下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加 | 年2回 | 年2回 | ○小山市人権教育研修会の実施した。 下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加した。 同和問題について取り上げた研究授業や研修会を実施した。 | | | | | | | | | |
| 3 | 5 | ① | イ | 43 | ○同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習意欲の喚起、学習内容・方法の改善、充実 ○公民館や集会所等の社会教育施設における事業の充実 | 生涯学習課 | 継続 | 66 | ○さわやか人権学習会(出前講座) ○集会所講座参加対象人権学習会 ○学校における人権学習会 | 年13回 | 年13回 | ○同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題の理解・促進 出前講座・集会所講座・学校等における人権学習会の場で、同和問題をはじめ様々な人権問題について取り上げ実施した。 | A | 参加者の実態に応じ、参加体験型学習の手法を用いるなど、参加者間の交流が図れるようにした。 | 【確認】 今後の集会所での講座の実施について説明してください。 | 現在、4集会所の内、2集会所で3講座を実施しています。 集会所そのものは公共施設マネジメント計画により原則として令和6年度末で廃止し、地元自治会に譲渡することとなります。 中里集会所と堀の内集会所については地元自治会より無償譲渡の希望はありませんでした。網戸中坪集会所については中坪自治会に令和7年4月に譲渡する予定です。押切集会所については、集団移転計画が進んでおり、移転完了まで集会所を市で維持管理するとともに、残留家庭を対象にその後の集会所移管について説明し、方向性を決める予定です。 したがって、集会所講座については網戸中坪集会所は来年度で終了、押切集会所は集団移転完了まで継続する予定です。 | | | |
| | | | | ●さわやか人権学習会 | 継続 | 66 | ○中公民館 親子チャレンジ学級 ○中公民館 男性学級 ○中公民館 高齢者学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田小 親子人権学習 ○豊田公民館 子育てクラブ ○寒川公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○保育所職員人権研修会 ○民生委員 人権研修 | 年7回 | 年10回 | ○さわやか人権学習会(出前講座) 公民館等からの要請に基づき、同和問題をはじめ様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。 参加者からは新たな気づきを得たなど肯定的な感想が寄せられた。 | | | | | | | | | |
| | | | | ●集会所講座 | 継続 | 66 | ○網戸中坪集会所 ふれあい体操講座 ○押切集会所 ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座 | 各講座 年12回 | 各講座 年12回 | ○集会所講座 人間関係を深め、「自他の人権を尊重する精神」や「共生の心」などを養うことを目的に、2集会所で3講座を実施。それぞれの開講式に合わせ人権学習の機会を設けた。 | | | | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-----------------------|-------|-------|----|------|--|--------------------------------|-------|-------|-------------|--|--|--|---|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
| 3 6 外国人の人権 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 6 ①外国人の人権の尊重 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 6 ① ア. 共生意識の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ① | ア | 44 | ○広報媒体等を活用した啓発活動の推進 ○共生社会への理解を深めるための機会の拡充 | ●国際交流協会各種事業報告を交えた会報の発行 | 国際政策課 | 継続 | 68 | ○市内の日本人と外国人が交流できるイベントを実施し、会報を発行する。 | 3回 | 年3回 | ○インターナショナルフェスティバル(5/14)、親子竹とんぼ体験(8/21)、日光へのバスハイク(10/30)を実施し、計3回会報を発行した。 | B | 日本語が十分でない外国人であっても市からの情報を受け取ることができるよう、市役所職員、教職員及び自治会向けにやさしい日本語活用講座を実施したほか、多言語での情報発信も実施した。 | | |
| | | | | | | ●市民・職員向けの多文化共生及び外国人対応に関する研修の開催 | | 継続 | 68 | ○多文化共生について意識醸成を図るため、各種研修や講座を実施予定(多文化共生フォーラム、やさしい日本語活用講座、英語講座等) | 1回 | 8回 | ○多文化共生フォーラムを1回(1/28)、やさしい日本語活用講座を4回(7/20、8/1、12/20、2/3)、市民向け多文化共生講座を1回(11/6)、英語講座を2回(7/8~8/5、2/3~3/3)実施した。 | | | | |
| | | | | | | ★多言語情報発信アプリによる行政情報の発信 | | 継続 | 68 | ○外国人への一層の情報提供のため、引き続き市からの情報(広報小山、防災ガイドブック等)を発信する。 | ★11課(掲載部署) | ★11課(掲載部署) | ○多言語情報発信アプリを用いて庁内計11課から情報を発信した。 | | | | |
| 3 6 ① イ. 国際感覚豊かな人材の育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ① | イ | 45 | ○国際理解を深め国際感覚を養うための各種講座等の開催 ○国際理解に役立つ情報の提供 | ●姉妹都市・友好都市との相互交流(市内中学生の派遣) | 国際政策課 | 継続 | 69 | ○令和4年度の市内中学生の派遣については、新型コロナウイルスの影響により中止が決定したため、ケアンズオンライン交流会に変更して8月の実施を計画。また、紹興市の学生と市内中学生・高校生による手紙交流を実施予定。 | 市内中学生の派遣(ケアンズ市・紹興市)各0回→ ①ケアンズオンライン交流会の実施 1回 ②紹興市学生との手紙交流 | 市内中学生の派遣(ケアンズ市・紹興市)各0回→ ①ケアンズオンライン交流会の実施 1回 ②紹興市学生との手紙交流 | ○ケアンズ市との交流に関しては、市内中学生(18名参加)を対象に夏休み中の4日間(8/5、9、18、19)オンライン交流会を実施した。2日間の英語による発表準備を経て、ケアンズステイトハイスクール中学生(18名参加)との交流を2日間かけて実施するとともに全日程において、ケアンズ市を知るためのセミナーを用意した。紹興市との交流に関しては、交流提携をしている城南中学校と元培中学校(参加者20名)、小山第三中学校と樹人中学校(参加者22名)それぞれの生徒が手紙による交流実施した。 | A | コロナ禍においてもオンラインを活用し、国籍が異なる人々がコミュニケーションを取ることによって、互いの文化や考え方を学ぶきっかけになった。 | 【確認】ケアンズ・紹興市だけではなく、他の国際交流も検討されているのか説明してください。 | ○これまで中国遼寧省本溪市、台湾高雄市と交流した経緯がありますが、コロナ禍を経たこともあり、現在は年始の挨拶等にどまっています。今後市民の方々に国際理解を深めていただけるような交流の在り方について検討してまいります。 |
| | | | | | | ●インターナショナルフェスティバルの実施 | | 継続 | 68 | ○国際交流の活性化や多文化共生を推進することを目的とし、日本人と外国人が交流できる場を設ける。(各国のパフォーマンス、物産コーナー等) | 年1回 | 年1回 | ○各国のステージパフォーマンスや物産コーナー等を設けたインターナショナルフェスティバルを実施(5/14)した。 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|-----------------------|------|---|---|-------|-------|-------------|--|-------------------|-------------------|--|---------|--|--|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| 3 | 6 | ② | 市内在住外国人支援の充実 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ② | ア. 外国人にもわかりやすい情報提供の促進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ② | ア | 46 | ○各種行政サービスをはじめ生活に必要な情報の多言語による提供 ○公共施設や案内板等の外国語表記の促進 | ●委託事業「外国人ふれあい育てサロン」による多言語広報誌発行 ●ネイティブ職員による他課からの通訳・翻訳依頼対応 | 国際政策課 | 継続 | 72 | ○外国人児童生徒がいる家庭に向けて、子育てや保育に関する外国語の情報誌を発行する。 | 12回 (月1回) | 12回 (月1回) | ○子育てや保育に関する情報誌をスペイン語、ポルトガル語に翻訳し、月1回発行した。 | C | 日本語が十分でない外国人であっても市からの情報を受け取ることができるよう、外国語での情報誌発行や通訳・翻訳対応を実施した。 | | |
| 3 | 6 | ② | イ. 相談体制の充実 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ② | イ | 47 | ○複雑多様化する相談内容に対応できる相談体制の充実 | ★一元的相談窓口としての環境整備・相談対応 | 国際政策課 | 継続 | 71 | ○対面だけでなく、オンラインやメールでの問合せにも対応し行政手続きの円滑化を進める。テレビ通訳用のタブレットを活用し、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を整備。 | ★相談人数 延べ3,417名 | ★相談人数 延べ4,422名 | ○オンラインやメールでの問合せのほか、対面での相談対応においてテレビ通訳タブレットを活用し、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を整備した。 | A | 日本語が十分でない外国人であっても円滑に行政手続きを行うことができるよう、テレビ通訳タブレットを活用し、計71言語での相談受付を可能とした。 【確認】 相談員の増員は検討されているのか説明してください。 | ○現時点では、相談員の増員は検討しておりません。現状、相談員が対応できない言語にも通訳タブレットを活用することで概ね対応できており、また恒常的に順番待ち等が生じている状況にはないため、当面は現在の体制を維持したいと考えています。 | |
| 3 | 6 | ② | ウ. 日本語学習の促進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ② | ウ | 48 | ○外国人の日本語学習に向けた機会の拡充 | ●日本語教室（対面・オンライン形式）の継続開催 ●日本語教授法講座実施 ●外国人ふれあい子育てサロンによる親子日本語教室の実施 | 国際政策課 | 継続 | 72 | ○日本語を学びたい外国人に対し、市民ボランティアによる日本語教室を開催する。コロナ禍によりオンライン方式で実施しているが、対面方式に戻すことで調整中。 | 週2回 (オンラインのみ) | 週3回 | ○週2回（月曜日・水曜日）のオンライン実施のほか、月3回（金曜日）対面方式での日本語教室を開催した。 ○外国人に対して日本語を教えるボランティア講師を要請するための日本語教授法講座を実施した(1/14、1/21、2/4、2/11、2/18)。また、日本語教育経験者向けのスキルアップ講座も実施した(3/4、3/11)。 ○夏休み期間中に、児童への宿題サポートと親への日本語教室を並行したイベントを実施した(7/23、7/30、8/6)。 | A | 各日本語教室において、各講師が各生徒のレベルに合わせた指導を行い、やさしい日本語でわかりやすい説明を心掛けています。また、受講希望の問合せがあった場合、市国際交流協会の日本語教室に加え、市内のボランティアによる日本語教室も紹介する等、学習機会の増加を図った。 【確認】 オンラインでの参加人数を説明してください。 | ○オンラインでの日本語教室は、計90回、のべ382人に実施いたしました。 | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|----------------------------|--------------------------|--------------------------------|-------|--|---|---|--|--|--|--|--|--|---|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ●外国人児童生徒指導員・支援員の小・中・義務教育学校への配置 | 学校教育課 | 継続 | 73 | ○外国人児童生徒指導員(9名)、外国人児童生徒支援員(5名)を、日本語指導を必要としている児童生徒が在籍している小・中・義務教育学校へ配置する。日本語学習や学習指導、生活指導など、外国人児童生徒への支援を行う。 | — | — | ○令和4年度は、外国人児童生徒教育拠点校7校、非拠点校8校、計15校に、14名の指導員・支援員を配置。外国人児童生徒の日本語学習の支援を行った。 | A | 国籍にかかわらず、どの児童生徒にもそれぞれに合った学びの場を与える。 | 【確認】未就学児童生徒を対象に実施している家庭訪問の件数と内容を説明してください。 | ○家庭訪問は9世帯10名に対して実施いたしました。訪問は住居確認と保護者と本人に対する就学の推奨を目的に実施しております。令和4年度は、3世帯4名に対し家庭訪問を実施し、2名の兄弟が令和5年度就学に至っております。なお、残り2名のうちの1名は、外国人学校に就学し、もう1名は最終的に所在が確認できませんでした。 | | |
| | | | | ●外国人児童生徒適応指導教室の運営 | 継続 | 73 | | ○日本語がわからない外国人児童生徒に、集中的に日本語指導・生活指導等の初期指導を行う。 ○外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」に、6名のバイリンガルの指導員(英語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・中国語対応可)を配置。 | — | — | ○教員2名、バイリンガルに指導員6名で、通級児童生徒の指導や翻訳・通訳業務を行った。 ○令和4年度、62名の外国人児童生徒が通級、39名が卒業した。 ・入国規制の緩和により、来日する外国人の増加に伴い、かけはしへの入級希望者も急増した。 | | | | | | | | |
| | | | | ●外国人就学説明会の開催 | 継続 | 73 | | ○就学予定児童を対象に、就学についての案内を実施 ○「就学ガイド」の作成と配付 | — | — | ○今年度も集会での説明会は実施せず、来入見の家庭へ就学ガイドを送付した。(61世帯61名) | | | | | | | | |
| | | | | ●就学予定児童・生徒宅への家庭訪問実施 | 継続 | 73 | | ○就学に関する心配や悩みを解消し、安心して就学できるように、未就学児童生徒を対象に家庭訪問を実施 | — | — | ○学校教育課教育指導係及び学務管理係の担当2名で実施。 | | | | | | | | |
| | | | | ●外国につながる子どもの学習支援「学びの教室」の開催 | 継続 | 73 | | ○外国につながる子どもたちを対象にした学習支援。特に中学生を中心に催予定。 | — | — | ○入試への対策として10月から2月にかけて9回開催し、市内5校より8名、延べ28名の外国につながる生徒の参加があった。大学生スクールサポート事業との連携により、多くの学生の協力が得られ、個に応じた学習支援を行うことができた。 | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ② | 工 | 外国人の視点を行政に反映させる機会の拡充 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 6 | ② | 工 | 49 | ○外国人の視点を施策に反映させるための機会の拡充 | 国際政策課 | 継続 | 74 | ○日本人と外国人が互いに住みやすいと思えるまちづくりとするため、生活に関わる事項について意見交換で催できるよう計画。 | 0回 (代替事業として、小山市民フォーラムの中で多文化共生をテーマに開催) | 1年1回 | ○代替事業として、小山市民フォーラム(3/18)に外国人の方にも一部参加してもらい、意見交換を行った。 | B | 日本語が十分でない外国人であっても市からの情報を受け取ることができるよう、優しい日本語を意識した支援について指導者間で共有した。 | 【確認】全庁統一翻訳ガイドラインの更新について、具体的内容について説明してください。 | ○庁内各課の意見を踏まえた対象用語の更新、利便性を考慮した用語の並べ替え、組織改編を踏まえた部署名の更新を行っています。 | | | |
| | | | | | | | 継続 | 74 | ○外国人の情報収集の核となっているSNSを活用し、生活情報等ニーズに合う情報を提供していく。その中で、市作成の外国人向けFacebookページとも連携を図る。 | 2言語 (日本語、やさしい日本語) | 3言語 (日本語、やさしい日本語、英語) | ○ホームページやフェイスブックを活用し、情報提供を実施した。また、市の外国人向けフェイスブックページの投稿をシェアする等、連携を図った。 | | | | | | | |
| | | | | | | | 継続 | 74 | ○ガイドラインの活用状況等について調査を行い、より充実した内容となるよう見直しを図る。 | 1言語 | 1言語 | ○庁内でのガイドラインの活用状況等に係る調査結果を踏まえつつ、より充実した内容となるよう見直し作業を行った。 | | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|------|--|---|------------|-------|------|---|----------|----------|---|---------|-----------------------------------|--------------------------------------|--|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | | | |
| 3 | 7 | ① | 50 | ○感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進 | ●相談窓口の周知 ★広報小山・ホームページでの情報発信 ●シトラスリボンプロジェクトと連携した啓発 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 14 | ○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー | — | — | ○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー | A | | | | | |
| 3 | 7 | ① | 51 | ○HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進 ○性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる取組の推進 | ●感染症に対する誤解・偏見・差別の解消を図るための広報・啓発活動の実施 ●性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる事業の実施 ○思春期保健講座、 ○中学生ピアカウンセリング事業 | 健康増進課 | 継続 | 76 | HIV感染症及びハンセン病に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組を推進する。 ○各種媒体による啓発の実施 ・市ホームページ：正しい理解を促進することを目的としたページの掲載 ・リーフレットの配布、ポスターの掲示等による周知 | — | — | ○市ホームページにハンセン病に対する正しい理解を周知することを目的とした内容のページを掲載した。また、リーフレット「ハンセン病の向こう側」について、上記ホームページよりダウンロードできるようにした。 | B | 表現に配慮した。 | 【確認】ハンセン病問題に関する研修会等とは検討されたか説明してください。 | ○ハンセン病に対する正しい理解の推進については、市ホームページ、リーフレット等での周知を計画・実施したため、研修会の検討は行いませんでした。 | | |
| 3 | 7 | ① | 52 | ○人権問題の一つとしての人権教育の推進 | ●小山市人権教育主任研修会の実施 ●中学校ブロック人権教育研修会の実施 | 学校教育課 | 継続 | 78 | ○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施 | 年1回 | 年1回 | ○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施した。研修の中でハンセン病について取上げた。 | B | コロナ禍でも多くの人が研修に参加できるようオンライン等を活用した。 | 【確認】ハンセン病についてどのように取り上げたのか説明してください。 | ○研修会の中で、ハンセン病患者や元患者、その家族に対する偏見や差別の解消を図るために育てたい資質・能力とは何かを考える時間を設けました。 | | |
| 3 | 7 | ① | 52 | | ●中学校ブロック人権教育研修会の実施 | 学校教育課 | 継続 | 78 | ○授業研究会（基本的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施 | — | — | ○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。 | B | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|-----|----------------------------------|-----|-------|-------------|--|-------------|-------------|---|--|--------------|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ●教職員向け人権教育 研修用資料 「なかよし」の発行 | | 継続 | 78 | ○教職員向け人権教育研修 資料「なかよし」を作成 し、全教職員に配付 | 年2回 | 年2回 | ○教職員向け人権教育研修資料 「なかよし」を作成し、全教職 員に配付した。 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-------------------------------|-------|-------|----|---|-----------------------|---------|-----|-------|--|-----------|-------------|---|-----------|--------------------------------------|--|--|-------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | A順調 | B概ね順調 | C一部未実施あり | |
| 3 | 7 | ① | 53 | ○学校教育における児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育の推進 | ●学校の保健体育及び学級活動における指導 | 学校教育課 | 継続 | 75 | ○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの性質や感染数、正しく理解することを指導する。 | — | 市内全校実施 | ○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの性質や感染数、正しく理解することを指導した。 | A | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | エイズに対する偏見や差別が起きない指導を徹底した。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ●保護者への啓発 |
| 3 8 犯罪被害者とその家族の人権 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 8 ① 犯罪被害者等の相談・支援体制の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 8 | ① | 54 | ○犯罪被害者等のニーズに応じた支援制度の充実 ○関係機関との連携及び職員の研修等による支援体制の強化 ○民間支援団体等と連携した支援活動の推進 | ●犯罪被害者相談の受付 | 市民生活安心課 | 継続 | 80 | ○犯罪被害者の立場に配慮したきめ細やかな対応を行う。 ○事件化や支援等が必要な場合は、迅速適切に関係各課・機関に引き継ぐ。 | — | — | ○相談の受付 ・重傷病見舞金対象の相談を2件受理した。 ・被害者の意向を確認し、捜査機関や支援団体などにつないだ。 | A | 被害者の特性に配慮し、一律ではなく個別の対応を行っている。 | 【評価】 条例の制定周知により、見舞金支給や他自治体での条例化に結びついたことを評価します。 【確認】 県内の自治体の支援条例設置数は、また、組織連携は検討されているか説明してください。 | ○県内の支援条例設置状況は、令和3年4月に栃木県と小山市で設置されたのを皮切りに、令和5年4月をもって、県内25市町全てに設置されました。 栃木県及び栃木県警察本部では、関係機関・団体等が連携を図り、犯罪被害者支援の総合的な支援体制の整備を推進するための各種施策を実施しています。 具体的には、被害者等の置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、行政機関と民間団体が相互協力と緊密な連携を図り、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的とした「栃木県被害者支援連絡協議会」が設置されています。その他にも「犯罪被害施策担当者研修会」など、関係機関・団体との連携強化を目的とした施策等を行っています。 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ●小山市犯罪被害者等支援条例に基づく施策の実施 |
| 3 8 ② 犯罪被害者支援等の重要性に関する市民意識の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 8 | ② | 55 | ○広報啓発活動等による犯罪被害者とその家族を支える機運の向上 | ●「犯罪被害者等支援市町民のつどい」の開催 | 市民生活安心課 | 継続 | 81 | ○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。 | — | — | ○「犯罪被害者等支援市町民のつどい」の開催 ・3年ぶりに開催した。 ・野木町、小山警察署、白鷗大学被害者支援ボランティア「ひまわり」が共催し、相互に連携してつどいを開催することができた。 | A | 被害者の置かれている立場を考えていただき、支援の必要性や重要性を訴えた。 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | ●「犯罪被害者等支援巡回パネル展」の開催 |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|--------------------------------------|-------|-------|------|-----|---------------------------------------|------------|-------|---|--|-------------|---|--|---------|---|--|---|
| | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| 3 9 性的マイノリティの人権【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 9 ① 性的マイノリティへの理解のための教育・啓発の推進【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 9 ① ア. 偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 9 | ① | ア | 56 | 【新規】 ○性的マイノリティへの理解のため人権啓発の推進 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 9 | ○市職員及び関係機関に対しての研修会を開催し、性の多様性について啓発する。 「特定職業従事者人権研修会」の実施 | ★年1回開催 | ★年1回開催 | 「特定職業従事者人権研修会」の開催 R5.3.13「性の多様性と人権」～性別の視点より 講師 飯田 あきる 氏 【タイビーノン代表】 70名参加 参加者：市職員59名、人権擁護委員5名 男女共同参画推進協議会4名、新小山市民病院2名 | B | ガイドライン作成では、性的マイノリティ当事者の意見を聞くなどして、内容に偏りが出ないように配慮し作成を行った。また、人権に配慮した対応についてわかりやすく記載するようにした。 | 【確認】 「隠れたカリキュラム」という言葉をご存じですか。ご存じであれば、何か対応している取組みがあれば説明してください。 | ○「隠れたカリキュラム」とは、学校の公式なカリキュラムの中にはない知識、行動の様式や意向、意識やメンタルが意図しないままに教師や仲間の生徒たちから教えられていくといったものです。 そのため、人権・男女共同参画課では、令和5年1月「職員・教職員のための多様な性に関するハンドブック」を作成し、学校行事や部活動等において、性別による固定的な役割意識を持たせないような配慮をいただくことを掲載し、庁内関係課をはじめ、各小・中・義務教育学校へ配布させていただきました。 |
| | | | | | ●性の多様性に関する啓発 | 新規 | 新規 | ○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発 | — | — | ○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを作成し周知。 令和5年1月に完成、小中学校・義務教育学校、庁内関係機関等に配布した。 | | | | | |
| | | | | | ●性的マイノリティに関する正しい理解のための啓発 (市民・事業所等) | 新規 | 新規 | ○研修会の開催 | — | — | ○性の多様性について、男女共同参画係の啓発紙「ハーモニー」にR4.11月掲載 | | | | | |
| 3 9 ① イ. 個人の尊重【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 9 | ① | イ | 57 | ○学校教育における性的マイノリティに対する配慮と正しい理解の促進 | 学校教育課 | 継続 | 88 | ●学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解の促進 | — | — | ○研修や研修資料等で教職員への啓発を行った。研修を受け、人権集会や授業等で性の多様性について取上げた。 | B | コロナ禍でも多くの人が研修に参加できるようなオンライン等を活用して実施した。 | 【確認】 「隠れたカリキュラム」という言葉をご存じですか。ご存じであれば、何か対応している取組みがあれば説明してください。 | ○人権教育主任研修会や、中学校ブロック別研修会において、組織としての対応や雰囲気作りの大切さを伝えると共に、「隠れたカリキュラム」を構成するために基底的指導の充実を資料を用いて推進するよう働きかけております。 |
| | | | | | ●人権教育主任研修会の実施 | | 継続 | 88 | ○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施 | 年1回 | 年1回 | ○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施した。 | | | | |
| | | | | | ●中学校ブロック人権教育研修会の実施 | | 継続 | 88 | ○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施 | — | — | ○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各学区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 事業項目 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-----------------------------------|-------|-------|--------------|--------------------------------|---------------------------|------------|------------------|--|---|--|---|--|--|---|--|-------|
| | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| ②相談支援体制の充実【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 9 | ② | 58 | 【新規】 ○性的マイノリティへの支援体制づくり | ●行政サービスにおける対応の推進 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 87 | ○専門の相談窓口の案内 ・「性的マイノリティの相談窓口」 10/1より栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30 ・「男性の相談窓口」を掲載 『男の電話相談』 開設：月・水曜 17:30～19:30 (パルティ) | — | — | ○専門の相談窓口の案内 ・「性的マイノリティの相談窓口」 10/1より栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30 ・「男性の相談窓口」を掲載 『男の電話相談』 開設：月・水曜 17:30～19:30 (パルティ) | A | ガイドライン作成では、性的マイノリティ当事者の意見を聞くなどして、内容に偏りが出ないように配慮し作成を行った。また、人権に配慮した対応についてわかりやすく記載するようにした。 | | |
| | | | | | ●職員・教職員向けガイドラインの作成 | | 新規 | 新規 | — | — | ○市職員・教職員向けガイドラインを作成し、周知する。 令和4年度中に完成、運用予定 | | | | | |
| | | | | | ●パートナーシップ宣誓制度の導入 | | 新規 | 新規 | — | — | ○パートナーシップ宣誓制度の導入 令和4年度中に導入、市要綱による運用開始予定 | | | | | |
| 3 10 働く人の人権【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 10 ①働きやすい職場環境づくりの推進【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 10 ①ア.働く人の人権に配慮した職場環境づくりの推進【新規】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 10 | ① | 59 | 【新規】 ○働く人の人権に配慮した職場環境づくりの推進 | ●小山地区雇用協会と連携した各種事業の実施 | 工業振興課 | 継続 | 48 | ○雇用啓発セミナーの開催 ○人権啓発研修会の開催 | 各年1回 | 各年1回 | ○雇用啓発セミナー 令和4年11月17日開催： 参加企業15社、学校関係者9名 ○人権啓発研修会の開催 令和5年2月24日開催： 参加事業所156社、求職者90名 | A | 多様な人権問題の理解と認識を深めることを目的として実施した就職支援活動の際に人種や性別に偏りが無いよう配慮した。 | 【確認】 「公正採用選考人権啓発推進員」の設置事業所は417社、うち小山市内の事業所は322社となります。 | |
| | | | | | ●ハローワーク小山での就職支援 | | 継続 | 48 | ○ハローワーク窓口での就労支援 (随時) | 8人 | 50人 | ○ハローワーク窓口での就労支援 | | | | |
| | | | | | ●小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業 | 継続 | 15 | ○市内事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの推進 ・新規申請・更新申請の受付、認定 ・認定事業者のさらなる拡充のための啓発 ・セミナー等への参加依頼 | ★85社 | ★94社 | ○市内事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの推進 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定証交付式 (6/21 9事業所) | B | 各事業の実施にあたり、人権に配慮した事業内容とし、対象者に向けた情報提供については、さまざまな媒体を活用し、幅広く周知した。 | | | |
| | | | | ●おやマイクボス協議会登録事業所の拡大 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 16 | ○おやマイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催 | 74社 | 75社 | ○市広報への掲載 (2月号)、おーラジを活用しての啓発 ○「第3会おやマイクボス協議会セミナー」講師 大瀧雅世氏 (11/7 13社14名参加) | | | | | |
| | | | ●男性の家庭参画支援事業 | 継続 | | 16 | ○男性向けの家庭参画支援セミナー | — | — | ○「パパの育児・家事スキルアップセミナー」講師 堀内美佳氏 (1/21 10名参加) | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------------|----------|-------|----|-------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|--|-------|---|---|-------------|-------------|---|--|--|---|--|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 10 | ① | | | イ. ハラスメント相談体制の充実【新規】 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 10 | ① | イ | 60 | 【新規】 ○各種ハラスメント防止啓発 | ●市民に向けた各種ハラスメント防止のための啓発 | 人権・男女共同参画課 | 新規 | 新規 | ○各種ハラスメント防止や相談窓口について、イベントやセミナーの周知機会を利用した啓発の実施 | — | — | ○職場におけるハラスメント相談機関について市ホームページに掲載 ○DV相談カードの設置・配布（市内公共施設、大型商業施設、小山駅、協力事業所等） | B | DV相談カードは、被害女性に周知効果が上がるよう公共施設や多目的施設に設置したが、人権尊重の観点から、加害者への目につく場所に設置している。 | 【要望】相談カード以外の相談手段はありませんか。ない場合は、カード以外を検討いただきたい。 【確認】任意団体（自治会・老人会等）でのハラスメントの相談に対応できる窓口は設置されているのか説明してください。 | ○DV相談カードは、DVIに関する情報や相談窓口が記載された名刺サイズのカードで、様々な状況におかれていた被害者を相談窓口につなげることを目的としています。DV相談カードを遺した相談件数を把握することは難しいですが、定期的に補充していることから持ち帰っている人がいて相談窓口の周知に一定の効果があると思われます。その他、デートDV防止啓発リーフレットの中学生への配布や市ホームページでの相談窓口の周知、女性カウンセラーおよび女性弁護士による専門相談を月に1回実施しています。また、11月に女性に対する暴力をなくす運動であるパープルリボン運動を実施し、DV防止啓発研修会の開催や相談窓口を周知するための啓発活動を行っています。 | | |
| | | | | | | ●働く場における各種ハラスメント防止のための啓発 | | 新規 | 新規 | ○職場における各種ハラスメント、性差別の防止について、関係団体の協力を得ながら、事業所に向けて周知を図る | — | — | | | | | | | |
| | | | | | | ●各種ハラスメントについての相談窓口の周知 | | 継続 | 18 | ○公共施設等へのDV相談カード設置、市ホームページでの周知 | — | — | | | | | | | |
| 3 | 10 | ② | | | 就労支援の充実【新規】 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 10 | ② | | 61 | 【新規】 ○就労支援の充実 | ●女性の再就職支援事業 | 人権・男女共同参画課 | 新規 | 新規 | ○女性のための再就職支援セミナーの開催 | — | — | ○女性のための再就職支援セミナーの開催 講師 野崎千晶氏 (2/2 3名参加) | B | 各事業の実施にあたり、人権に配慮した事業内容とし、対象者に向けた情報提供については、さまざまな媒体を活用し、幅広く周知した。 | | | | |
| | | | | | | ●テレワーク等の推進のための啓発 | | 新規 | 新規 | ○働き方改革や多様な働き方を支援するための啓発 ○事業所に向けたテレワーク導入のための支援セミナーの開催 講師 谷津孝啓氏 (10/21 21名参加) | — | — | | | | | | | |
| | | | | | | ●障がい者の雇用拡大に向けた取組 ①福祉まつり | 福祉課 | 継続 | 53 | ○会場：イオン小山店（年3回） R4.4.2(土)3(日)、 8.20(土)21(日)、 10.1(土)2(日) ○会場：道の駅思川（年3回） R4.4.16(土)、 5.21(土)、 9.10(土) | 年6回 | 年6回 | ○会場：イオン小山店（年3回） R4.4.2(土)3(日)、 8.20(土)21(日)、 10.1(土)2(日) ○会場：道の駅思川（年3回） R4.4.16(土)、5.21(土)、 9.17(土) | B | 福祉まつりを通じた授産品の販売促進により、工賃アップにつながる可能性があるよう、作業内容を理解していただく機会となった。 | | | | |
| | | | | | | ●障がい者の雇用拡大に向けた取組 ②小山地区障がい者就職面接会 | | 継続 | 53 | ○ハローワーク小山との共催により、小山地区（小山市・下野市・野木町）の事業所に就職を希望する障がい者に対し説明会を実施する。 | 中止 | 年1回 | | | | | | | |
| ●ひとり親への就労支援 | 子育て家庭支援課 | 新規 | 新規 | ○母子父子自立支援員兼婦人相談員を3名を配置し、就労支援の充実を図る。 | 就労支援プログラム 5人 | 就労支援プログラム 5人 | ○ひとり親家庭の生活状況や就業希望に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進事業の紹介やハローワークと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援を実施した。また、就業後も継続的にフォローし自立促進を図っている。 プログラム策定件数 7件 アフターケア実施件数 7件 | A | 育児と就労の両立が特に難しいひとり親の相談者に対し、資金、就労時間、保育、本人の適正などさまざまな観点からサポートするよう努めた。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 【確認】ヤングケアラー問題とあわせて検討されているか説明してください。 | ○就労支援の相談者との聞き取りの中で、ヤングケアラーが同居するひとり親世帯があった場合は家庭相談員等へつなげています。 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-----------------------------|----|---|---------------------------------|------------|-----|---|--|--------------|--|--|-----------|--|---|--------------------------------------|--|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A | B | C | | | |
| | | | | | ●保育士再就職支援研修 | こども課 | 新規 | 新規 | ○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修実施。 | 年2回 (5日間) | 年2回 (5日間) | ○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修実施。 | A | | 職歴等の扱いに留意し、不安軽減のために研修を実施した。 | | | | |
| | | | | | ★創業相談 | 工業振興課 | 新規 | 新規 | ○中小企業診断士との創業相談(随時) | 1件 | 2件 | ○創業相談 令和4年度総実施件数：21件 | A | | 年齢・性別・職業等を問わず参加者を募集し、人権に配慮しながら事業を実施した。 | 【確認】 創業相談の内容を説明してください。 | 創業を考えている方や既に創業している個人事業主を対象として、創業・経営に関する各種相談に無料で指導・アドバイスを行っています。相談は、経営の知識に富んでいる外部講師2名(中小企業診断士及びビジネスコーチ)に担当いただいています。 | | |
| | | | | ★起業家育成講座 | 新規 | | 新規 | ○起業家育成講座の開催 | 1件 | 1件 | ○起業家育成講座 令和4年11月11日～12月2日 毎週金曜日開講：受講者11名 | A | | | | | | | |
| 3 | 11 | インターネットによる人権侵害 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 11 | ① インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 11 | ① | 62 | ○プライバシーや個人の名誉に関する正しい理解とモラルをもってインターネットを利用するための啓発活動 | ●ホームページ及びリーフレットによる啓発 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 82 | ○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの重要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成) | — | — | ○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの重要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成) | A | | ホームページでは、誰にでもわかりやすい表現にした。パンフレットを配架する際には、人権課題で偏りが出ないように配慮した。 | 【確認】 インターネット削除要請はあったか説明してください。 | ○週1回差別的な書き込み等がないかどうかをモニタリングを実施しており、令和4年度は、新たな差別的書き込みの確認はされず、削除要請はありませんでした。 インターネットでの差別的書き込みを早期に発見し、拡散防止に取組んでまいります。 | | |
| | | | | | ●インターネットの危険性と利用する際のモラルに関する教育・啓発 | 生涯学習課 | 継続 | 83 | ○人権講演会 8月18日(木) ○各種人権研修会にて取り上げる。 ○いじめゼロ子どもサミットで取り上げる。 ○各種人権啓発紙で取り上げる。 | 年5回 | 年5回 | ○人権講演会 ネットいじめ等についての講演会を実施した。 ○出前講座や学校での人権学習会で取り上げた。 ○いじめゼロ子どもサミットでネットいじめについて取り上げ、協議した。 ○保護者向け人権啓発紙でネットいじめについて取り上げた。 | A | | 学校等と連携し、子どもたちの情報モラルの向上につながるよう工夫した。 | | | | |
| 3 | 11 | ① | 63 | ○情報の収集・発信に関するルールやマナーの理解及び情報モラルを向上するための学校教育の充実 | ●学校教育情報の適正管理に関する教育・啓発 | 学校教育課 | 継続 | 84 | ○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知 | — | — | ○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知 | B | | 相手を意識した情報のやりとりの仕方や、セキュリティ事故による情報漏えいの危険性等、具体的に取組上げた。 | 【確認】 学校でのチャットGTPの使用の考え方を説明してください。 | 文部科学省「初中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」のとおり、活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から検討していきます。まずは、学校外で使われる可能性を踏まえ、全ての学習者を含め、情報モラルを含む情報活用能力を育む教育活動を充実させるよう働きかけます。そして、年齢制限・保護者同意等の利用規約の遵守でき、生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分に対策を講じることができる学校において、パイロット的に取組を進め、成果や課題を検証しながら、適切な利用について検討を重ねていきます。 | | |
| | | | | | ●研修会の開催 | 継続 | 84 | ○教育DX研修会 ・DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発 | 年2回 | 年2回 | ○教育DX研修会(オンライン開催) ・第1回4月15日(金)71名参加、DX推進、情報の適切な管理運用について周知。 ・第2回8月4日(木)35名参加(各校1名)事例研究会による啓発。 | B | | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の 進捗状況 | 人権に配慮 した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|--|----------------------------|------------|-------|--|---|-------------|--|---|--|---|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | |
| 3 | 11 | ② | | 64 | ○差別的表現等の書き込みに関する確認体制づくり ○人権侵犯事案発生時の関係機関との連携 | ●差別的書き込みに関する対応 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 85 | ○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。 | — | — | ○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。 | A | 書き込みを定期的に確認し、早期発見し拡散防止をはかった。 | 【確認】 差別的な記載のモニタリングについて説明してください。 | ○今後も週1回差別的な書き込み等がないかどうかモニタリングを実施し、早期発見、拡散防止に取組みます。 |
| 3 | 12 | | | | 災害に伴う人権問題 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 12 | ① | | | 人権尊重の視点に立った被災者支援 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 12 | ① | | 65 | ○女性・高齢者・障がい者等の被災者の視点に立った支援体制づくり ○防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | ●女性・高齢者・障がい者等の具体的な避難対応策の構築 | 危機管理課 | 新規 | 新規 | 要配慮者（乳幼児・妊婦・高齢者・障がい者等）を意識した避難情報発令時期の検討 | — | — | ○水害の発生が予想され、夜間に避難情報発令基準に達する見込みがある状況においては、日暮れ前に前倒しして避難情報「レベル3高齢者等避難」を発令できるように市の方針を決定した。 | A | 要配慮者（乳幼児・妊婦・障がい者等）が負担のない避難ができるよう早期に避難情報を発令するための体制を整える方針を打ち出すほか、備蓄の整備方針をより要配慮者の視点に立ったものに変更した。加えて、避難所に従事する職員に対しても要配慮者の視点に立った避難所運営を指導した。 | 【確認】 在宅の要配慮者へのどの程度把握しているのか。 （特に障がい者）避難所の行けない方の備蓄品の配布はできるのでしょうか。 また、指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理等の支援をすることを地域防災計画に定めており、実際に、令和元年東日本台風の際には、避難者名簿の情報に基づき、自宅が被災生活をしている方に対して、食料の配布を行っています。 | ○要配慮者については、福祉課が所管しており、現状の把握に努めているところである。 |
| | | | | | | ●女性・災害時要配慮者向けの避難所備蓄品の充実 | | 継続 | 86 | プライバシー確保のためのプライベートテント、液体ミルク等の整備を進める。 | — | — | ○備蓄品等の再検討 ：女性のみならず、ジェンダーフリーの観点から、避難所ごとにプライベートテントを1つ整備することとしている備蓄推進5箇年計画の方針を避難所ごとにプライベートテントを複数整備する方針に変更し、令和5年度の避難所整備器材購入計画に盛り込んだ。 ・乳幼児向けのミルクとして、粉ミルクだけでなく液体ミルクも購入した。 ・乳幼児や高齢者など咀嚼能力の弱い避難者向けに、水分補給も兼ねられる簡易飲料として、備蓄ゼリーを備蓄品目に加え、購入した。 ・おむつや生理用品に保存年限を設けない備蓄推進5箇年計画の方針を修正し、おむつや生理用品にたいしても一定の保存年限を設けるとともに、現在備蓄している物品については、保存期間が10年を超えているため、すべて廃棄し、新たに真空パックされ、長期にわたって保存可能なおむつ、生理用品を購入した。 | | | | |
| | | | | | | ●男女共同参画の視点に立った避難所等の運営 | 新規 | 新規 | 男女共同参画の視点に立った避難所開設訓練の実施 | — | — | ○避難所開設訓練の訓練項目にプライベートテントについての説明など、女性視点に配慮した避難所運営に関する内容を盛り込んだ。 | | | | | |
| | | | | | | ●避難所従事者への女性の積極的な登用 | 新規 | 新規 | 指定避難所の従事者に女性職員を1名以上登用する。 | — | — | ○職員課に対して、避難所対応職員のリスト作成の際は地域防災計画に基づき避難所ごとに1名以上の女性職員を配置するよう依頼し、避難所には常時1名以上の女性職員が配置される体制を整えた。 | | | | | |
| | | | | | | ●防災における男女共同参画意識の啓発 | 新規 | 新規 | イベントや啓発展示の中で、国や県の防災ガイドブックを活用し、防災における男女共同参画の意識啓発に努める。 | — | — | 実施なし | | | | | |
| | | | | | ●避難所運営に誰もがリーダーとして参画するための仕組みづくり | 人権・男女共同参画課 | 新規 | 新規 | 地域における避難所運営のリーダーを育成するための防災研修の開催 | — | — | | C | 実施の際は、女性や災害時要配慮者の視点等を踏まえ、緊急時における人権に配慮した内容を取り入れる。 | 【要望】 令和5年度はリーダー育成の研修を開催してほしい。 | ○令和5年度は、自主防災会連絡協議会会員、自治会連合会会員、民生委員等の地域のリーダー及び関係者を対象として、9月4日に「男女共同参画の視点に立った防災研修会」の開催を予定しております。 | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|------------------------------|-------|-------|----|------|--|-----------------------------------|------------|-------|-------------|---|-------------|-------------|--|---------|---|---------------------------------------|---|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| 3 13 その他の人権問題 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 13 様々な人権問題に関する人権教育・人権啓発の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 13 | | | 66 | ①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人等 ③ホームレス ④拉致問題等 ⑤人身取引(トラフィッキング) | ●ホームページ及びリーフレットによる啓発 | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 87 | ◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・「ヘイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おラジのインフォマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」加入し、情報の収集を行う。 | — | — | ◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・新型コロナウイルス関連の偏見・差別・誹謗中傷に対する抑制を啓発 ・新型コロナウイルスに関連する人権への配慮について ・「シトラスリボンプロジェクト」との連携による啓発 ・「ヘイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おラジのインフォマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に加入し、情報の収集を行う。 | B | ホームページでは、誰にでもわかりやすい表現にした。各種広報媒体を活用し、情報提供に努めた。 | 【要望】 ヤングケアラー等の問題を取り上げていただくことを望みます。 | ○ヤングケアラーの問題につきましては、「第4次小山市人権施策推進基本計画」の中で、分野別課題「子どもの人権」にて取り組む施策としております。 令和4年度は人権擁護委員の研修会(庁内関係課へ周知)でヤングケアラーについて取り上げました。 |
| | | | | | | ●人権問題に関する情報の収集・発信 | | 継続 | 87 | ○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載 | — | — | ○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載 | | | | |
| 4 推進体制 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 1 推進組織とフォローアップ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 1 | | | 67 | ○各部署における施策の推進とそれぞれの取組状況の把握及びフォローアップ | ●第4次人権施策推進基本計画に係る進行管理及び計画のフォローアップ | 人権・男女共同参画課 | 継続 | 89 | ○令和4年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指す。 | — | — | ○令和4年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指した。 | A | 人権啓発にかかわる機関や庁内の人権課題を取り組んだ。 | 【確認】 新規事業の取り組み状況を説明してください。 | ○新たな人権課題として、「性的マイノリティの人権」「働く人の人権」を計画に加えております。 「性的マイノリティの人権」については、性の多様性を認め合い、誰もが生きやすい社会をつくることが重要であるため、様々な研修・啓発する機会を増やし、偏見や差別がなく正しい理解が可能な社会をめざしていきます。 また「働く人の人権」については、人権に配慮した働きやすい職場環境づくりを進めていくための施策と相談及び就職支援の充実に取り組んでいきます。 |
| | | | | | | ●小山市人権教育推進会議 | | 継続 | 89 | ○人権施策の決定機関(幹事会含む) R4.12月・審議会によるR3年度事業評価の承認 随時 新規の人権施策に対する検討 | — | — | ○人権施策の決定機関(幹事会含む) R5.1月・審議会によるR3年度事業評価の承認 随時 新規の人権施策に対する検討 | | | | |
| | | | | | | ●小山市人権施策推進審議会 | | 継続 | 89 | ○人権施策の諮問機関 事業実績について、意見し、施策の向上を図る。 5～6月：令和3年度事業実績に対する意見聴取 R4.6/29 第1回小山市人権施策推進審議会 (R3事業実績への意見集約、R4事業計画の報告) 9月：第2回小山市人権施策推進審議会(事業評価) 11月：第3回小山市人権施策推進審議会 | — | — | ○人権施策の諮問機関 事業実績について、意見し、施策の向上を図る。 5～6月 令和3年度事業実績に対する意見聴取 R4.6.29 第1回小山市人権施策推進審議会 (R3事業実績への意見集約、R4事業計画の報告) R4.9.28 第2回小山市人権施策推進審議会(事業評価) R4.12.12 第3回小山市人権施策推進審議会 | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり | | | 人権に配慮した点 | 審議会委員意見 | 担当課回答 |
|---------------------|-------|-------|----|--|--|----------------|-----|-------|-------------|--|-------------|-------------|---|--|--|--------------------------------------|---|---------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 2 国及び県との連携 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 2 | | 68 | ○宇都宮地方務局 栃木支局、人権擁護 委員など人権啓発活 動に関わる機関との 連携協力 ○人権教育・人権啓 発に関する取組の情報 提供 | ●宇都宮地方務局 栃木支局との連携 | 人権・男女共 同参画課 | | 継続 | 90 | ○宇都宮地方務局栃木支 局と連携した相談業務の 実施 ・インターネット人権侵害 事案の削除依頼 ・人権侵害事案に関する相 談 ○栃木・真岡人権啓発活動 地域ネットワーク協議会 | — | — | ○宇都宮地方務局栃木支局と 連携した相談業務の実施 ・インターネット人権侵害事 案の削除依頼 ・人権侵害事案に関する相談 ○栃木・真岡人権啓発活動地 域ネットワーク協議会への参加 | A | 関係機関と の連携により 市民への 人権啓発に つとめた。 | 【要望】 中学校との人権活 動連携の強化を望 みます。 | ○市人権擁護委員や人権擁護機関と連 携し、中学校においても効果的な啓発 ができるよう検討してまいります。 | | |
| | | | | | | | | 継続 | 90 | ○栃木人権擁護委員協議会 との人権擁護委員活動の 連携・協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人 権啓発活動の連携・協力 ・人権の花運動（人権啓発活 動地方委託事業） ○栃木・真岡人権啓発活動 地域ネットワーク協議会 | — | — | ○栃木人権擁護委員協議会との 人権擁護委員活動の連携・協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人権啓 発活動の連携・協力 ・人権の花運動（人権啓発活 動地方委託事業） ○栃木・真岡人権啓発活動地 域ネットワーク協議会への参加 | | | | | | |
| 4 | 2 | | 68 | ○宇都宮地方務局 栃木支局、人権擁護 委員など人権啓発活 動に関わる機関との 連携協力 ○人権教育・人権啓 発に関する取組の情報 提供 | ●栃木県教育委員会と の連携・協力 ・下都賀地区人権 フォーラム ・人権教育市町担当者 研修会 ・県人権教育指導者専 門研修 ○人権教育・人権啓 発に関する取組の情報 提供 | 生涯学習課 | | 継続 | 91 | ○下都賀地区人権フォーラ ム 6月10日(金) ○人権教育市町担当者研修 会 年3回 ○県人権教育指導者専門研 修 年5回 ○県人権教育指導者スキル アップ研修 年1回 ○栃木県総合教育センター 主催教育研究発表会 年1回 | 年11回 | 年12回 | ○下都賀地区人権フォーラム 7月14日(木) ○人権教育市町担当者研修会 年3回 ○県人権教育指導者専門研修 年5回 ○県人権教育指導者スキルア ップ研修 年1回 ○栃木県総合教育センター主 催教育研究発表会 年1回 ○栃木県ヒューマンフェスタ 2022（オンライン配信） 年1回 | A | 研修で得た 学びをその 後の企画や 講話に活用 した。 | 【確認】 参加人数を説明し てください。 | 小山市として ○下都賀地区人権フォーラム 市長部局20名 教育委員会15名 計35名 ○人権教育市町担当者研修会 年3回 1名×3回 ○県人権教育指導者専門研修 年5回 1名×6回 ○県人権教育指導者スキルアップ研修 年1回 市教委2名 学校関係2名 計4名 ○栃木県総合教育センター主催教育研究発表 会 年1回 1名（発表者） ○栃木県ヒューマンフェスタ2022 （オンライン配信） 年1回 1名 | | |
| | | | | | | | | 継続 | 92 | ○下都賀地区人権フォーラ ムへの参加（7月予定） ○人権擁護委員の啓発活動 | — | — | ○下都賀地区人権フォーラム7月 14日(木)へ参加し、人権意識の 高揚を図った。参加者：市職 員13名、人権擁護委員2名 ○人権擁護委員の啓発活動 | | | | | | |
| 4 3 市民・企業・関係団体等との連携 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 3 | | 69 | ○市民、企業、関係 団体、マスメディ ア、NPO、ボラン ティア等の自主的、 主体的な活動との連 携 | ●市民・企業等の活動 の連携 | 人権・男女共 同参画課 | | 継続 | 92 | ○下都賀地区人権フォーラ ムへの参加（7月予定） ○人権擁護委員の啓発活動 | — | — | ○下都賀地区人権フォーラム7月 14日(木)へ参加し、人権意識の 高揚を図った。参加者：市職 員13名、人権擁護委員2名 ○人権擁護委員の啓発活動 | B | 定期的に研 修を行い、 人権擁護委 員の資質向 上に努め、 人権啓発に 活かすこと ができた。 | | | | |
| | | | | | | | | 継続 | 92 | ○団体が主催する人権講演 会等への後援及び参加 ・人権講演会 （部落解放愛する会主催） ○人権運動団体等と連携し た相談事案の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による 巡回相談 | — | — | ○団体が主催する人権講演会等 への後援及び参加 ・人権講演会（部落解放愛する 会主催） ○人権運動団体等と連携した相 談事案の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による巡 回相談 | | | | | | |
| | | | | | | | | 継続 | 92 | ○テレビ小山、おーラジを 活用した周知 | — | — | ○テレビ小山、おーラジを活用 した周知 | | | | | | |

第4次小山市人権施策推進基本計画 令和4年度事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

| 基本的取組 | 施策の方針 | 施策の方向 | 項目 | 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 新規・継続 | 事業番号 第3次 | 令和4年度事業計画 | 現状値 (R3) | 実績値 (R4) | 令和4年度実績報告 | 事業の進捗状況 | | | 担当課回答 |
|-------|-------|-------|----|------|-----|-----------------------|-------|-------|-------------|---------------------------------|-------------|-------------|--|---------|-------------------------|-----------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | A 順調 | B 概ね順調 | C 一部未実施あり | |
| | | | | | | ●人権運動団体主催の講演会等の後援及び参加 | 生涯学習課 | 継続 | 93 | ○人権運動団体主催の講演会等の後援及び参加 *詳細は未定 | 年4回 | 年8回 | ○栃木県人権研究会 7月31日(日) ○部落解放同盟第54回東日本研究会 7月13日(水) ○部落解放愛する会栃木県連研修会 11月21日(月) ○ヒューマンライツセミナー 11月22日(火) ○人権啓発サポーター養成講座 (オンライン) 12月1日(木) ほか | A | 研修で得た学びをその後の企画や講話に活用した。 | | |